

平成18年度地域産業実態調査事業／特定問題調査

山口県における外国人研修生受入事業に関する実態調査
報 告 書

平成19年 3月

山口県中小企業団体中央会

は　じ　め　に

外国人研修生・技能実習制度は、中小企業による人材育成を通じた国際貢献として、開発途上国への技術移転等の発展に寄与するものでありますが、昨今の外国人労働者の問題や国際協力の在り方等に関連して、様々な場に取り上げられ、議論されております。

近年、山口県をはじめ全国的に見ても事業協同組合等の団体が事業として外国人研修生を受け入れ、これらの団体の監理の下で傘下組合員等である中小企業等において研修を実施する、いわゆる「団体監理型の研修事業」が増加しています。

団体監理研修は、受入れ団体（以下「組合」とする。）の第一次受入れ機関と実務研修等を引き受ける第二次受入れ機関である傘下組合員等が協力して実施されるものですが、研修実施の主体は、基本的には組合であり、その責任と監理の下に研修事業が適正に実施される必要があります。

このような情勢下、本会では、実施組合における外国人研修生受入事業（以下「受入事業」という。）実情を的確に把握すると共に、まだ取り組んでいない未実施組合に対し、受入事業実施の希望についての調査を実施し、今後の組合事業に必要な助言・提案等を円滑に行っていかうと考え、今後の受入事業の適正な実施の参考となるよう集計、取りまとめるために標記調査を実施いたしました。

この報告書で、山口県内の外国人研修生・技能実習生受入組合の活動状況のすべてが把握できた訳ではありませんが、今後の円滑な組合運営と外国人研修生・技能実習生受入事業活性化等の参考となれば幸いに存じます。

最後に、本調査の実施にあたりまして、格別のご協力を頂いた皆様方には厚くお礼申し上げますとともに、今後ともいっそうのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年3月

目 次

I 外国人研修生受入事業についての実態調査結果

1. 調査の概要

- (1) 調査目的
- (2) 調査対象
- (3) 調査時点
- (4) 調査手法
- (5) 調査内容
- (6) 回収状況

2. 外国人研修生受入事業実態調査

(1) 調査回答者の概要

- ①受入事業発展段階別構成
- ②総組合員数別構成
- ③組合地区範囲状況
- ④組合所在地区別構成
- ⑤研修生等受入率状況
- ⑥受入開始年状況
- ⑦組合業種別構成

(2) 集計分析結果

- ①研修生・実習生の受入れ状況に関する事項
 - a. 研修生の受入数、男女別内訳、受入の主な職種の状況について
 - b. 技能実習生の受入数、男女別内訳、主な移行職種の状況について
- ②受入れ団体（組合）の要件に関する事項
 - a. 研修事業の定款等への記載内容について
 - b. 研修指導員・生活指導員の配置について
 - c. 研修生用の施設の確保・利用について
 - d. 研修生用の宿泊施設の確保について
 - e. 保険への加入及び保障措置について
 - f. 公的援助・指導について
 - g. 月一人当たりの研修手当の額及び賃金の額並びに支給方法について
 - h. 月一人当たりの受入管理費（研修生・技能実習生）及び送り出し管理費（研修生・技能実習生）並びに負担者について

③送り出し機関に関する事項

- a. 送り出し機関の国名・省名・都市名について
- b. 送り出し機関の選定方法について
- c. 送り出し機関の変更・追加及びその理由について
- d. 契約先の送り出し機関の事前研修について
- e. 研修生の選抜方法について
- f. 研修生の技能の確認について

④組合の「監理」に関する事項

- a. 組合と受入企業との関係について
- b. 受入を実施していない組合員への対応について
- c. 受入企業に対する「研修実施予定表」について
- d. 複数の受入団体に所属している受入企業があるかについて
- e. 旅券の保管について
- f. 組合地区外に受入企業の工場等があるかについて
- g. 研修生が相談できる体制であるかについて
- h. 受入企業に対する監査（入管報告用）について

⑤研修に関する事項

- a. 非実務集合研修時間について
- b. 非実務集合研修の講師等について
- c. 集合研修時期について
- d. 研修時間について
- e. 研修日誌の記録の有無について

⑥受入企業における研修生の受入効果に関する事項

- a. 受入企業における研修生の受入効果について

⑦研修生の生活に関する事項

- a. 研修と地域の交流について
- b. 研修生の余暇の過ごし方・メンタルヘルスケア等の指導について

⑧過去におけるアクシデント・トラブルなどの発生状況と対応に関する事項

⑨外国人研修生受入事業ほか組合事業に関する事項

- a. 外国人研修生受入事業の効果について
- b. 今後の受入人数について
- c. 今後の組合資格業種の拡大について
- d. 今後の組合地区の拡大予定について
- e. 今後充実・強化したい経済事業について

⑩山口県外国人研修生受入組合連絡協議会の設置に関する事項

- a. 山口県外国人研修生受入組合連絡協議会の設置について

3. 外国人研修生受入事業に関する意識調査

- ①協同組合等で傘下組合員企業のために外国人研修生受入事業をできることを知っていますか？
- ②貴組合において傘下組合員企業より外国人研修生受入事業の実施提案を受けたことがありますか？
- ③外国人研修生受入事業の実施についてお聞かせください。

4. 連絡協議会に関する実態調査

- ①貴会に外国人研修生受入組合連絡協議会を設置していますか。
- ②貴会の外国人研修生受入組合連絡協議会の所属組合員数を教えてください。
- ③貴会の外国人研修生受入組合連絡協議会の目的（活動内容）を教えてください。
- ④貴会の外国人研修生受入組合連絡協議会の事務運営費（会費）及び徴収方法を教えてください。
- ⑤貴会の外国人研修生受入組合連絡協議会が連携している専門家、関係機関等について教えてください。

Ⅱ 調査票

- （１）外国人研修生受入事業実態調査票
- （２）組合事業における外国人研修生受入事業に関する意識調査票
- （３）外国人研修生受入組合連絡協議会に関する情報提供票

Ⅲ 参考資料

- （１）外国人研修・技能実習制度の仕組み
- （２）山口県中小企業団体中央会の概要

I. 外国人研修生受入事業についての実態調査結果

1. 調査の概要

(1) 調査目的

近年、全国同様、山口県において、共同事業として外国人研修生受入事業（以下「受入事業」という。）を目的として組合を設立する企業や新しい共同事業として受入事業に取り組む既存組合が増加しています。これと並行し、全国的にもこれらの組合が連携し、受入事業の円滑化並びに課題の解決等を目的とした連絡協議会の設置を検討する動きも高まっています。

このような中で、県内の受入事業を実施している組合の実態を調査すると共に、将来的に受入事業を行う可能性がある組合への意向調査、並びに全国46都道府県中央会に対する連絡協議会の設置状況等についての調査を行いました。

これらの結果を踏まえ、組合が適性且つ円滑で効果的な受入事業を実施できるよう、調査の内容を集計・分析し、今後の方向性や問題の解決策、支援策提案等の具体的支援の資料とします。

(2) 調査対象

ア.「外国人研修生受入事業実態調査」は、受入事業を実施している29組合に。

イ.「外国人研修生受入事業に関する意識調査」は、受入可能性のある152組合に。

ウ.「連絡協議会に関する実態調査」は、47（山口県を含む。）都道府県中小企業団体中央会に。

(3) 調査時点

平成18年12月 1日

(4) 調査手法

郵送調査並びにFAX等により追加調査

(5) 調査内容

ア. 外国人研修生受入事業実態調査

- ①研修生・実習生の受入状況に関する事項
- ②受入団体（組合）の要件に関する事項
- ③送り出し機関に関する事項
- ④組合の「監理」に関する事項
- ⑤研修に関する事項
- ⑥受入企業における研修生の受入効果に関する事項
- ⑦研修生の生活に関する事項

⑧過去におけるアクシデント・トラブルなどの発生状況と対応に関する事項

⑨外国人研修生受入事業ほか組合事業に関する事項

⑩山口県外国人研修生受入組合連絡協議会の設置に関する事項

イ．外国人研修生受入事業に関する意識調査

ウ．連絡協議会に関する実態調査

(6) 回収状況

ア．外国人研修生受入事業実態調査

【配布数】 29組合

【回答数】 29組合

(回答率 100.0%)

イ．外国人研修生受入事業に関する意識調査

【配布数】 152組合

【回答数】 110組合

(回答率 72.4%)

ウ．連絡協議会に関する実態調査

【配布数】 47 (山口県を含む。) 都道府県中央会

【回答数】 47 (山口県を含む。) 都道府県中央会

(回答率 100.0%)

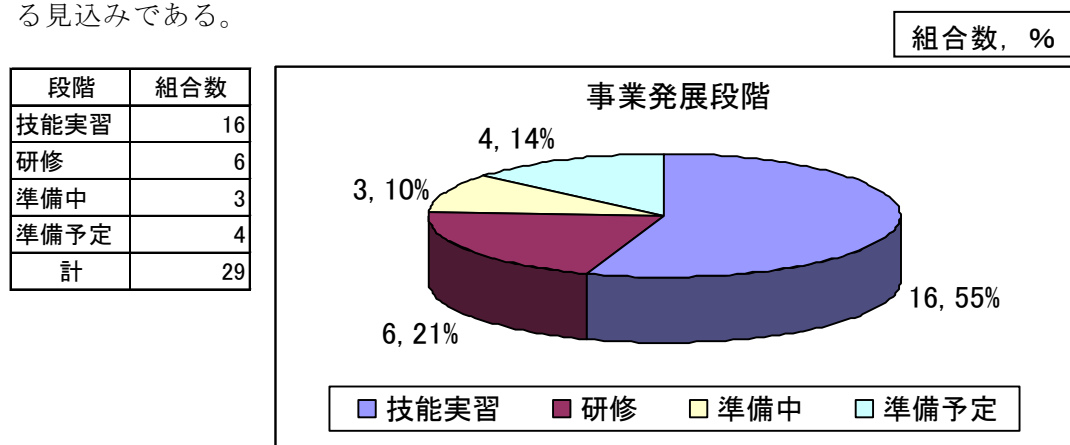
2. 外国人研修生受入事業実態調査

(1) 調査回答者の概要

①受入事業発展段階別構成

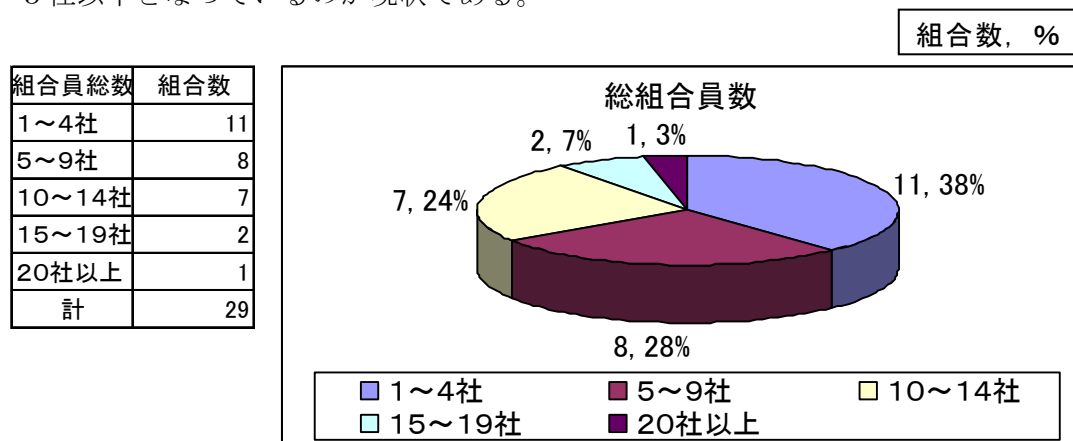
受入事業実施組合を発展段階でみると、「技能実習」に移行している組合が 16 組合（55%）、「研修」生の受入組合が 6 組合（21%）となっており、設立並びに定款変更等により新たに受入事業を実施し、現在「準備中・準備予定」という組合は 7 組合（24%）となっている。

これらは、設立及び受入の時期により、将来的には「準備中・準備予定」の組合は「研修」に、「研修」の組合は「技能実習」にと、発展していき、数は増加推移する見込みである。



②総組員数別構成

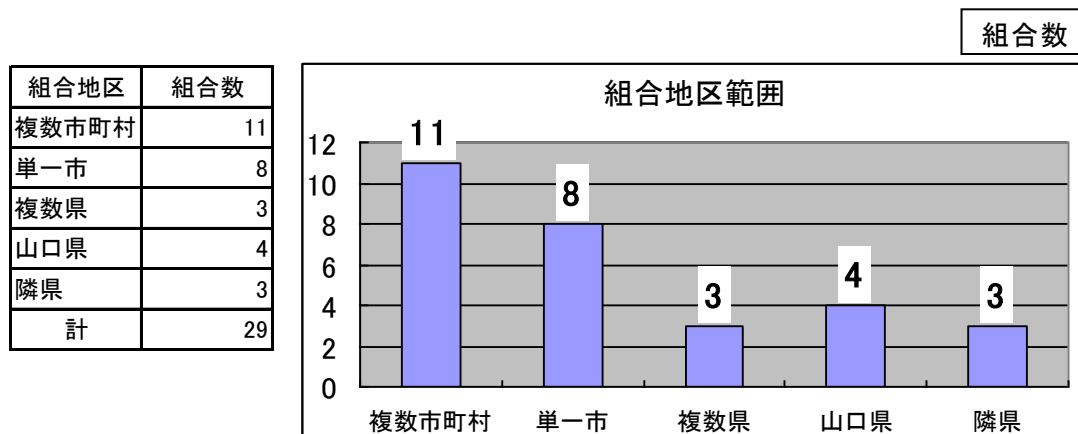
総組員数でみると、組員数「1～4社」が 11 組合（38%）、「5～9社」が 8 組合（28%）、「10～14社」が 7 組合（24%）であり、大多数の組合は、組員 15 社以下となっているのが現状である。



③組合地区範囲状況

「単一市」を組合地区とする組合が 8 組合 (28%)、「複数市町村」が 11 組合 (38%)、「山口県」が 4 組合 (14%) となっている。

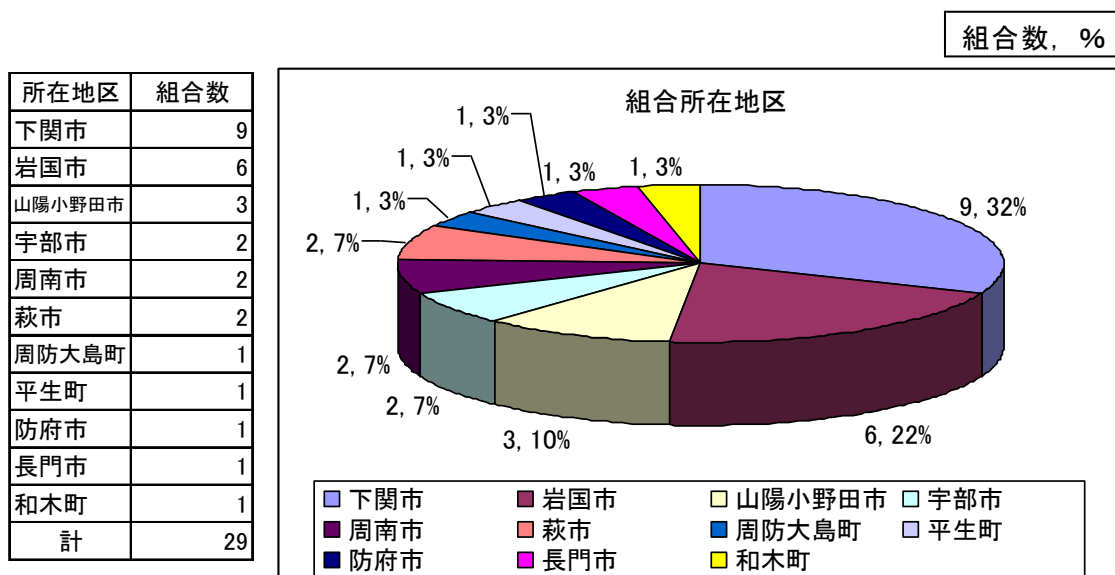
また、県域を越えた組合は 6 組合 (20%) であり、全体の 2 割程度となっている。



④組合所在地区別構成

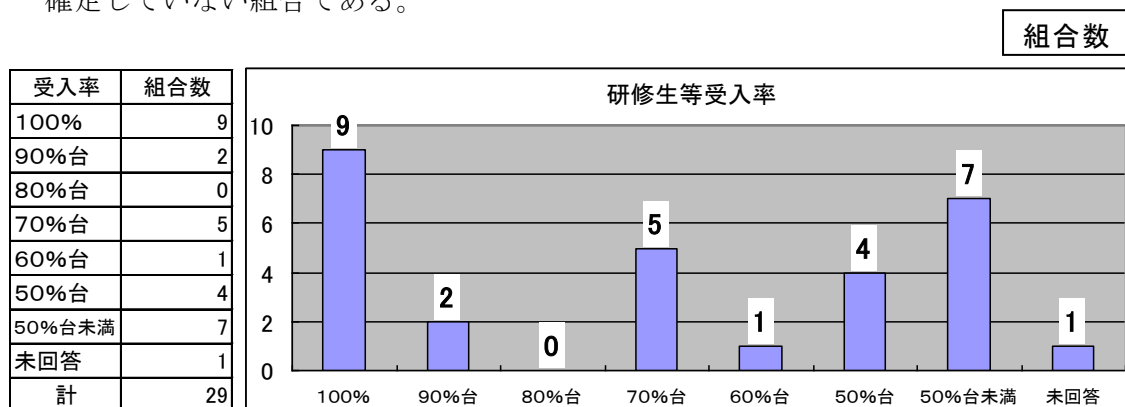
組合事務局所在地区でみると、最も多いのが「下関市」で 9 組合 (32%)、次いで「岩国市」が 6 組合 (22%) と県境地区で数が多く、「山陽小野田市」が 3 組合 (10%)、「宇部市」、「周南市」、「萩市」がそれぞれ 2 組合などとなっている。

山口県を東部と西部に分けて考えると、東部が 12 組合 (41%)、西部が 17 組合 (59%) と、西の方が多い状況である。



⑤研修生等受入率状況

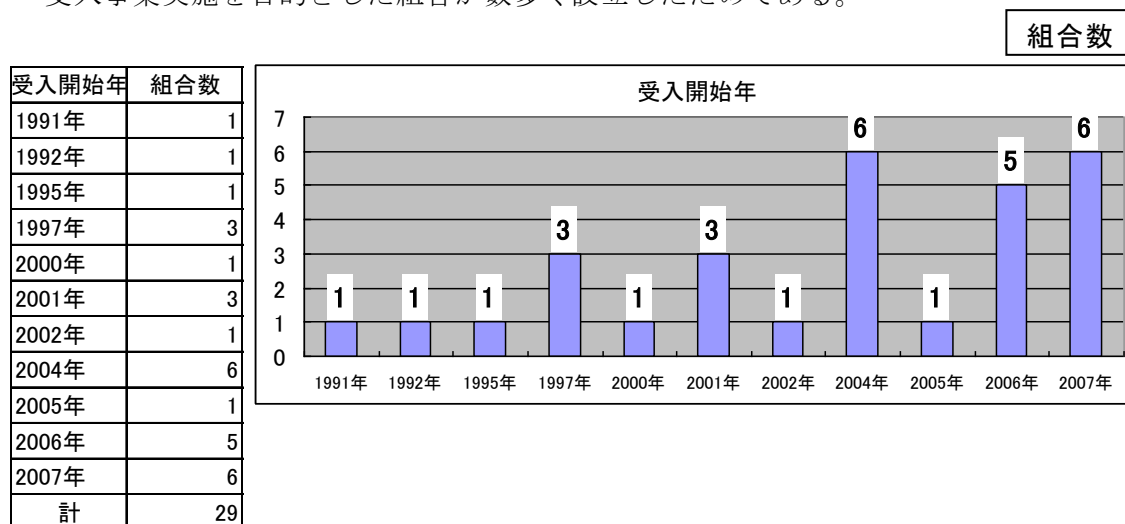
総組合員数に対する受入組合数（研修生・技能実習生受入企業数）を表したものを受入率とした場合、全組合員が受け入れている受入率「100%」の組合数が9組合（31%）と最も多い。受入率70%以上の組合数が16組合（55%）で、受入組合の半数以上と高くなっている。ここで、未回答となっているのは、現在準備中で確定していない組合である。



⑥受入開始年状況

受け入れ開始が最も早いのが「1991年」であるが、「2000年」に入ってから増加傾向にあり、23組合（79%）が受け入れを開始している。

特に、ここ2年で11組合（38%）が受け入れを開始しているが、外国人研修生の受入事業実施を目的とした組合が数多く設立したためである。



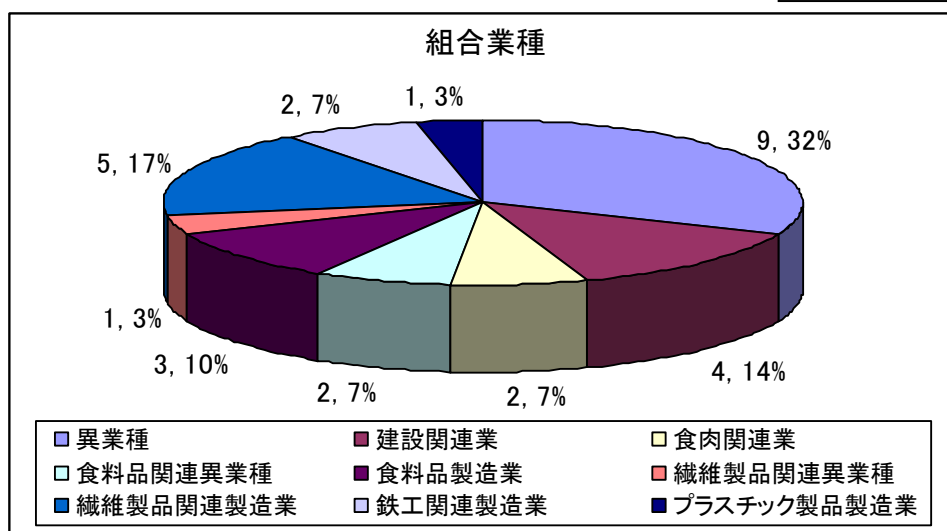
⑦組合業種別構成

組合業種別構成でみると、最も多いのが「異業種」で 9 組合（32%）。そして、「食料品関連」が 7 組合（24%）、「繊維製品関連」が 6 組合（20%）、「建設業関連」が 4 組合（14%）、「鉄工関連」が 2 組合、「プラスチック関連」が 1 組合となっている。

設立当初は、ほとんどが同業種であるが、徐々に業種を拡大して異業種となったところが多い。

組合業種	組合数
異業種	9
建設関連業	4
食肉関連業	2
食料品関連異業種	2
食料品製造業	3
繊維製品関連異業種	1
繊維製品関連製造業	5
鉄工関連製造業	2
プラスチック製品製造業	1
計	29

組合数, %



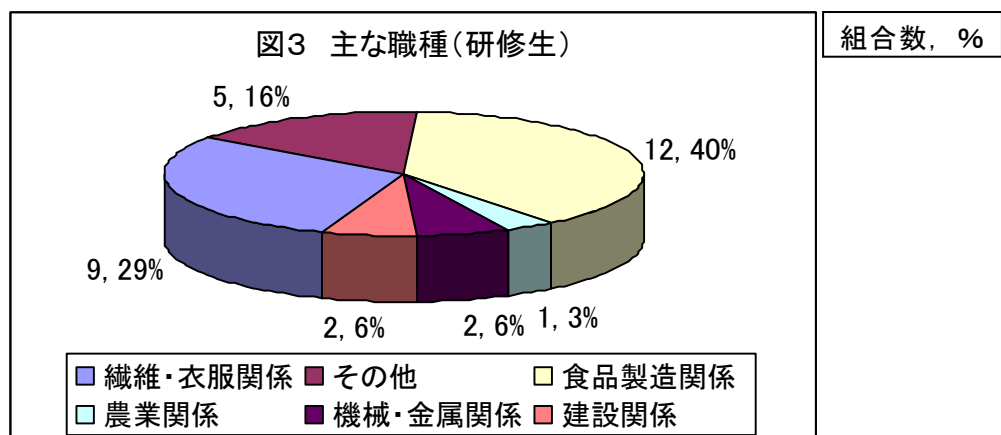
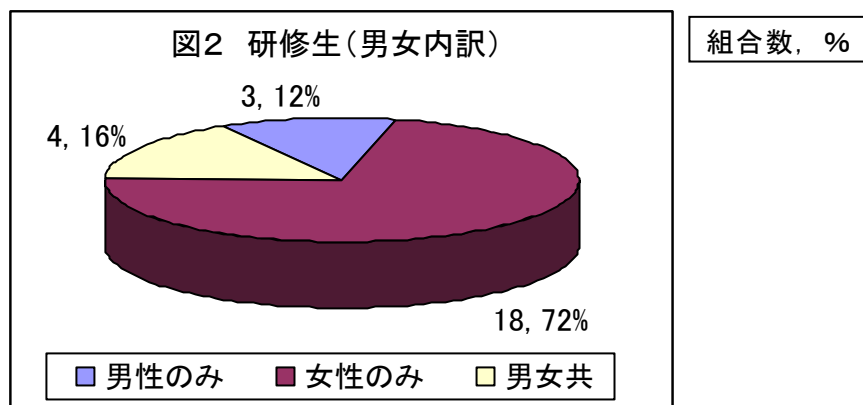
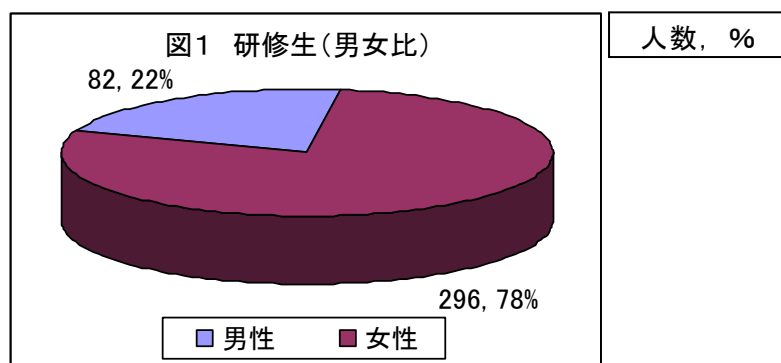
(2) 集計分析結果

①研修生・実習生の受入状況に関する事項

a. 研修生の受入数、男女別内訳、受入の主な職種の状況について

調査結果を見ると、組合における研修生は、現状で、「女性」が 296 人 (78%)、「男性」が 82 人 (22%) となっている。また、「女性」のみを受け入れている組合は 18 (72%) あり、「男性」のみは 3 (12%)、「男女」共については 4 (16%) となっている。

受入の主な職種については、「食品製造関係」が 12 組合 (40%)、「繊維・衣服関係」が 9 組合 (29%)、「機械・金属関係」が 5 組合 (16%) となっている。

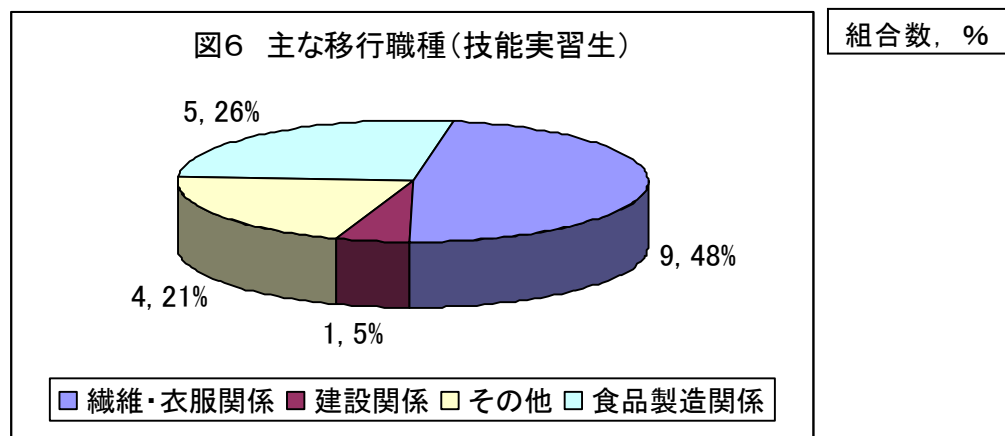
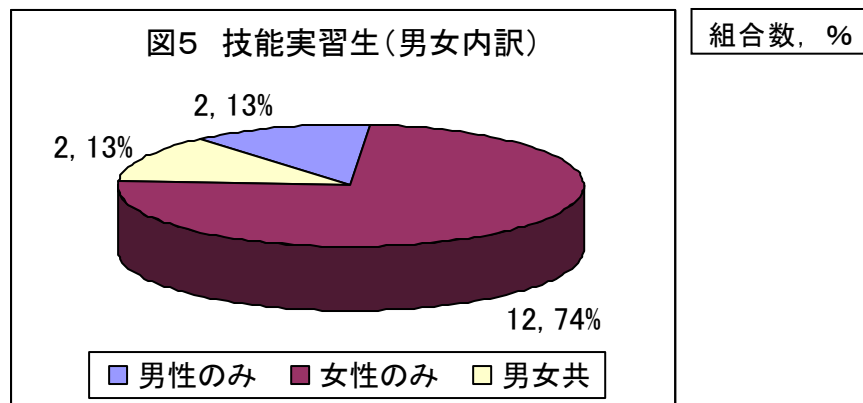
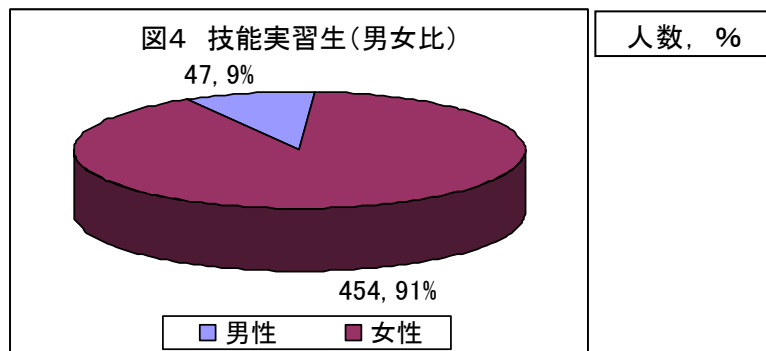


b. 技能実習生の受入数、男女別内訳、主な移行職種の状況について

調査結果を見ると、組合における技能実習生は、現状で、「女性」が 454 人 (91%)、「男性」が 47 人 (9%) となっている。

また、「女性」のみを受け入れている組合は 12 (74%) であり、「男性」のみは 2 (13%)、「男女」共にについても 2 (13%) となっている。

技能実習生の移行職種については、「繊維・衣服関係」が 9 組合 (48%)、「食品製造関係」が 5 組合 (26%)、「その他」が 4 組合 (21%) となっている。「繊維・衣服関係」については、全ての関連組合で研修生の受入から技能実習生への移行を実施していることがわかる。

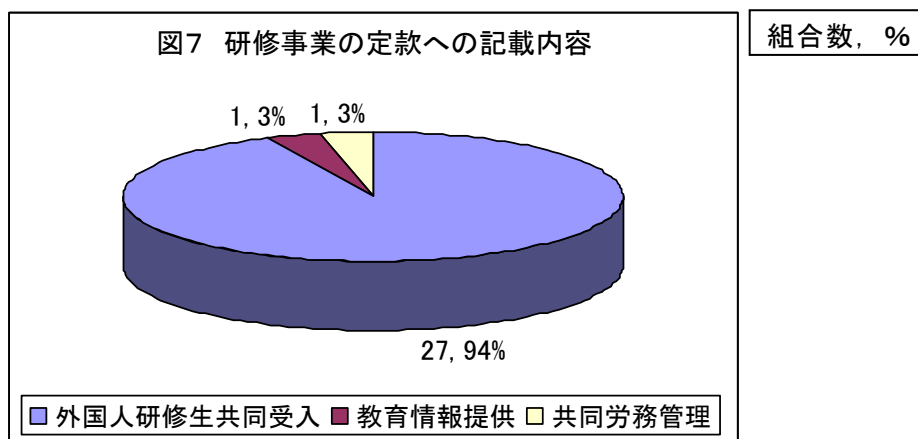


②受入団体（組合）の要件に関する事項

a. 研修事業の定款等への記載内容について

団体等が受入事業を行うことの要件として、平成 11 年以降に新たに実施した組合については、受入事業を定款等に明記することが必要とされている。

調査結果を見ると、受入事業実施予定組合 29 組合中 27 組合（93%）が、定款に「外国人研修生共同受入事業」と記載している。



b. 研修指導員・生活指導員の配置について

研修を行う企業には、「研修指導員」と「生活指導員」を配置しておくことが、研修生受入の要件となっている。「研修指導員」については、実務研修等を担当し、「常勤職員」且つ「5年以上の経験」を必須要件としており、「生活指導員」については、研修生の生活の案内役・相談役として面倒見のよい人に担当させることが望ましいとされている。

調査結果を見ると、「研修指導員」については、受入事業実施組合 25 組合全てで必ず 1 人以上配置されており、配置の人数が 10 人という組合もあるが、19 組合で 1 人の配置であった。

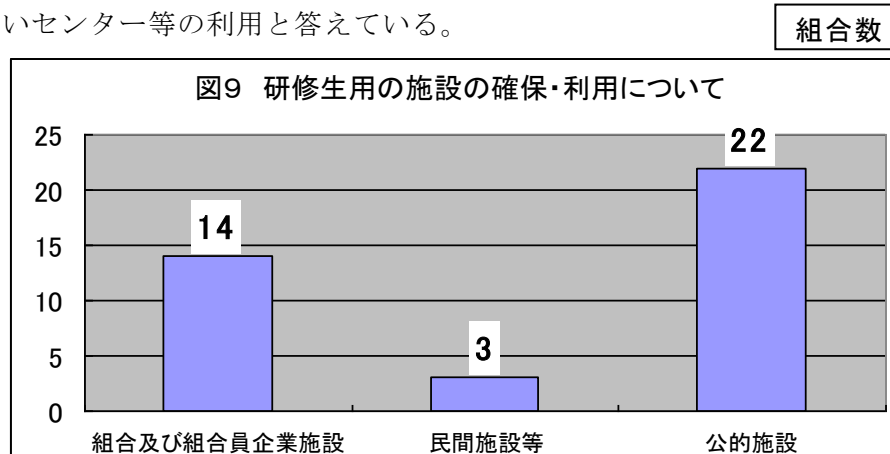
また、「生活指導員」については、受入事業実施組合 25 組合全てで必ず 1 人以上配置されており、配置の人数が 8 人という組合もあるが、22 組合が 1 人の配置であった。

組合数		
図8 研修指導員・生活指導員の人数		
	研修指導員人数	生活指導員人数
1人	19	22
2～4人	5	2
5人以上	1	1
最大人数	10人	8人

c. 研修生用の施設の確保・利用について

研修生の受入れ企業等は、研修生用の研修施設を確保していることが研修生を受け入れるための要件となっている。

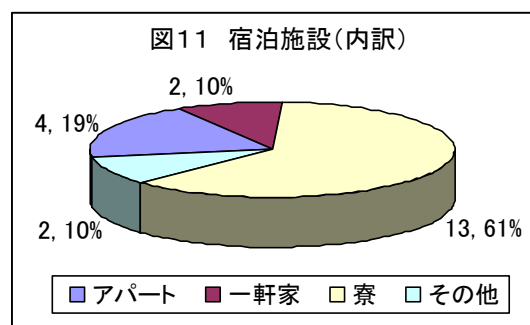
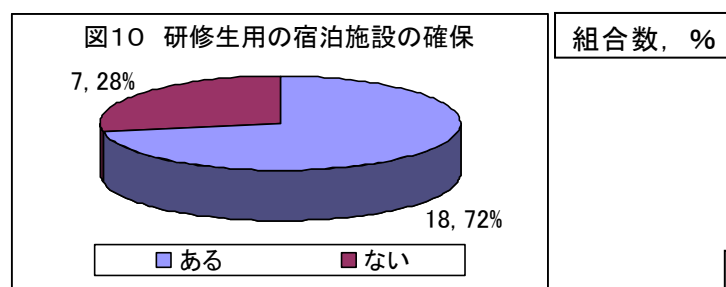
調査結果を見ると、研修用の施設として、「組合及び組合員企業施設」を確保・利用している組合は 14、「民間施設等」を利用している組合は 3、「公的施設」を利用している組合は 22 ある。例えば、「組合及び組合員企業施設」では、主に研修施設、作業施設としての利用と答えており、「公的施設」では、教育委員会、警察署、消防署、郵便局等の施設や地元の公民館、青年(自然)の家、ふれあいセンター等の利用と答えている。



d. 研修生用の宿泊施設の確保について

研修生が安定した生活を送ることができるように、研修生用の宿泊施設を確保していることが受け入れ要件の一つになっている。

調査結果を見ると、研修生用の宿泊施設については、18 組合（72%）で確保済みとなっており、その内訳としては、「寮」が 13、「アパート」が 4、「一軒家」が 2・・・となっている。「ない」と答えた 7 組合については、質問の取り違いと思われるが、もし、確保できていないなら早急に確保する必要がある。



e. 保険への加入及び保障措置について

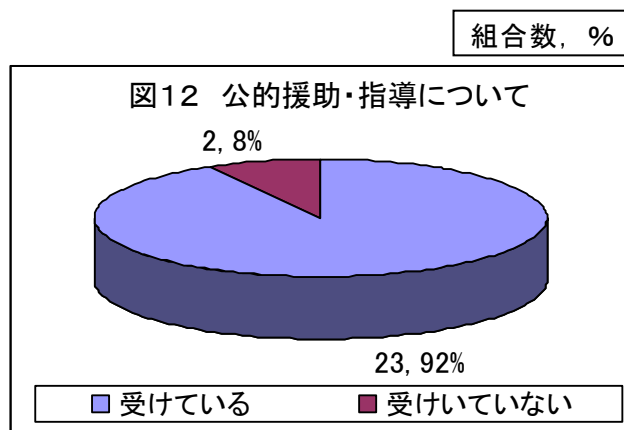
実務研修を行う研修生については、研修中に死亡し、負傷し、又は病気になった場合における保険への加入その他の保障措置を講じていることが受入要件の一つとなっている。

調査結果を見ると、受入事業実施組合 25 組合全てが、「J I T C O の総合保険」に加入している。

f. 公的援助・指導について

団体監理型研修にあつては、国又は地方公共団体から資金その他の援助を受けてこれらの指導の下に運営されているものとして行われる研修であることが必須要件となっている。

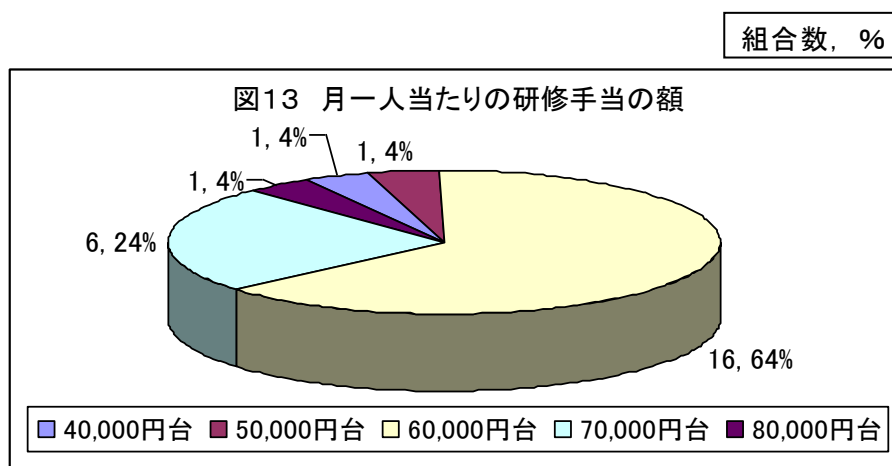
調査結果を見ると、公的援助・指導については、「受けている」組合は 25 組合中 23 組合（92%）あり、具体的には、警察署、消防署、教育委員会、市役所等からの援助・指導が多い。「受けていない」と答えた 2 組合については、質問の取り違いと思われるが、もし、受けていないなら必須要件でもあるので、早急に受ける折衝をすべきである。



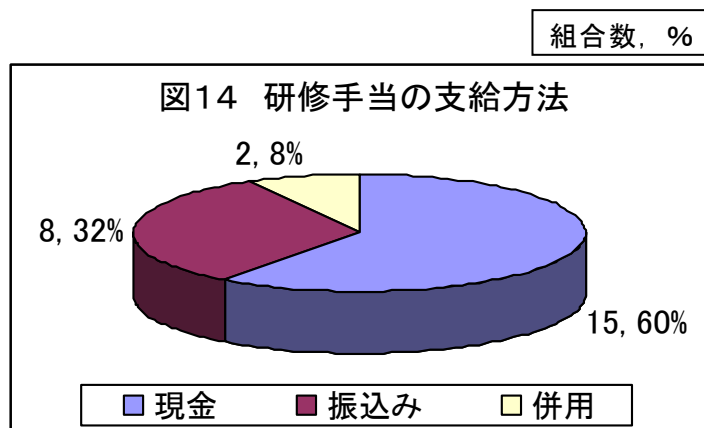
g. 月一人当たりの研修手当の額及び賃金の額並びに支給方法について

月一人当たりの研修手当の額は、「60,000 円台」が 16 組合（64%）と最も多く、実際には、40,000 円～85,000 円の範囲で支給されている。

支給方法は、「現金」が 15 組合（60%）、「振込み」が 8 組合（32%）。ただし、なかなか預金を引き出せない研修生に考慮し、生活費として一部現金で支払い、残りを振り込む組合も 2 組合（8%）ある。

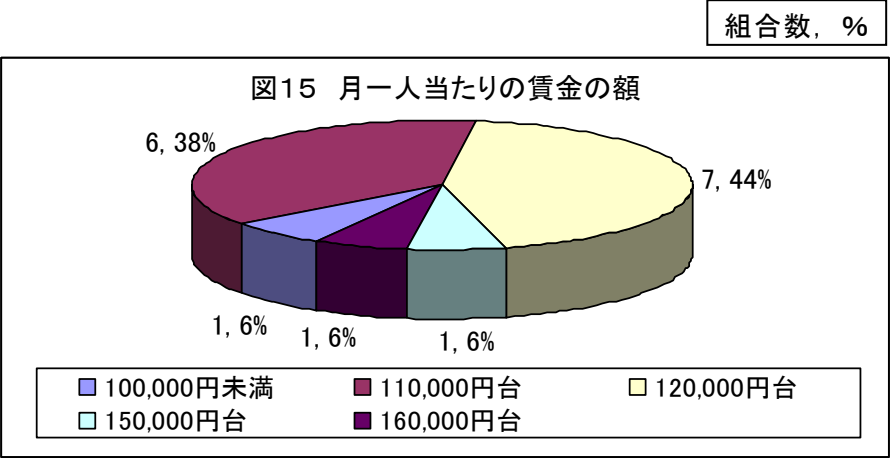


月一人当たりの研修手当の額	組合数
40,000円台	1
50,000円台	1
60,000円台	16
70,000円台	6
80,000円台	1
合計	25

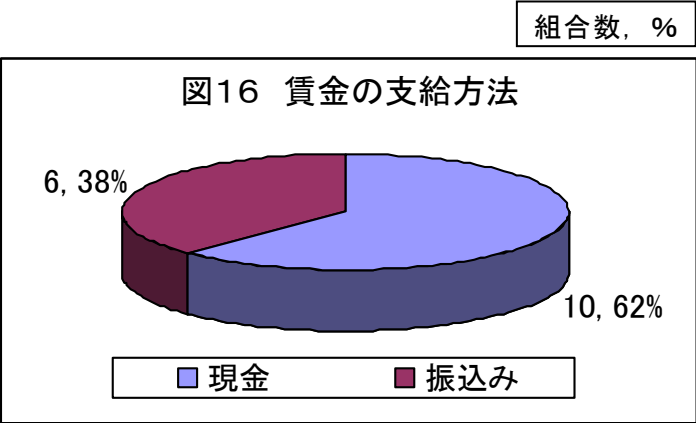


月一人当たりの賃金の額は、「120,000 円台」が最も多く、66,000 円～150,000 円の範囲で支給されている。

支給方法は、「現金」が 10 組合（62%）、「振込み」が 6 組合（38%）で、併用はない。

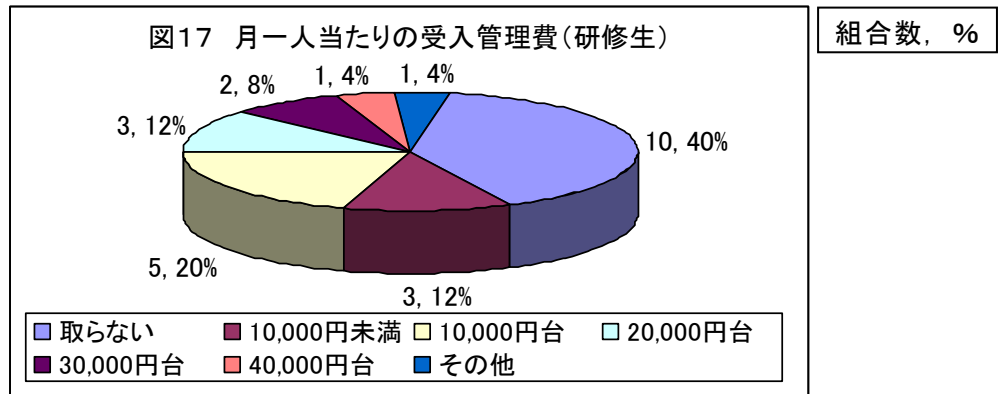


月一人当たりの賃金の額	組合数
100,000円未満	1
110,000円台	6
120,000円台	7
150,000円台	1
160,000円台	1
合計	16

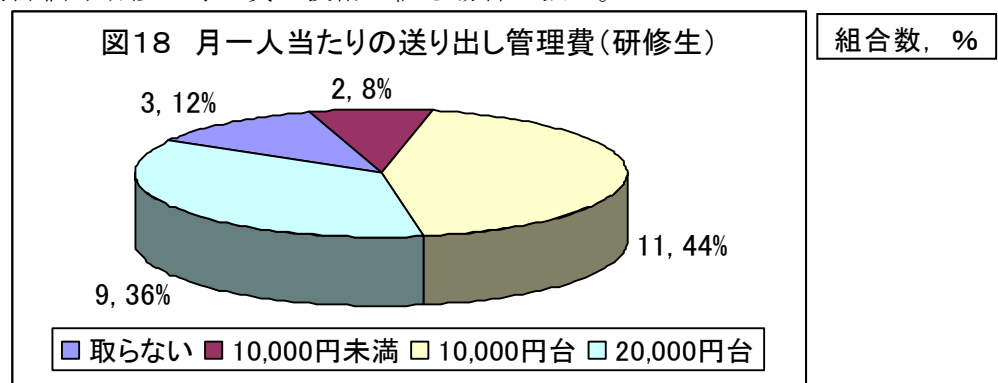


h. 月一人当たりの受入管理費（研修生・技能実習生）及び
送り出し管理費（研修生・技能実習生）並びに負担者について

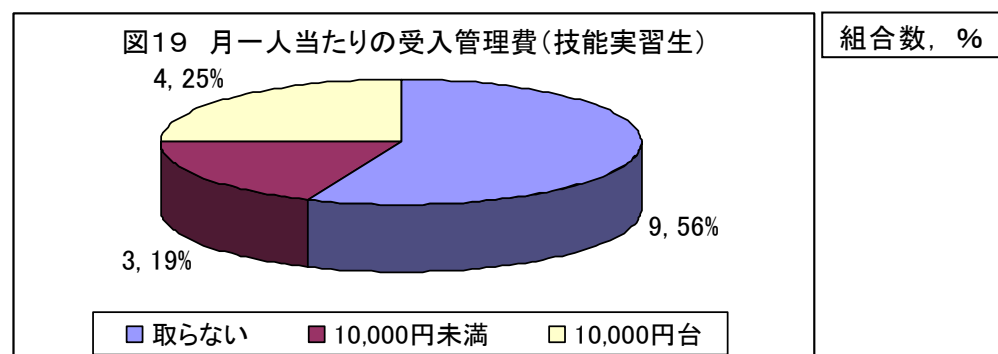
月一人当たりの受入管理費（研修生）は、「取らない」が10組合（40%）で最も多いが、次いで「10,000円台」が5組合（20%）、「10,000円未満」と「20,000円台」でそれぞれ3組合（12%）となっている。



月一人当たりの送り出し管理費（研修生）は、「取らない」とする組合が大幅に減り3組合（12%）、最も多いのが「10,000円台」で11組合（44%）、次いで「20,000円台」で9組合（36%）となっている。これは、送り出し機関の対外的評価や研修生等の質・技術に依る場合が強い。

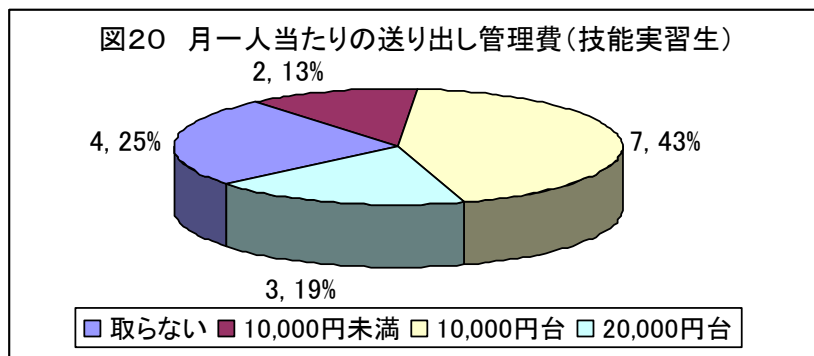


月一人当たりの受入管理費（技能実習生）も、「取らない」が9組合（56%）で最も多いが、次いで、「10,000円台」が4組合（25%）、「10,000円未満」が3組合（19%）となっている。



月一人当たりの送り出し管理費（技能実習生）は、「取らない」とする組合が4組合（25%）と減り、最も多いのが「10,000円台」で7組合（43%）となっている。これは、送り出し機関の対外的評価や研修生等の質・技術に依る場合が強い。

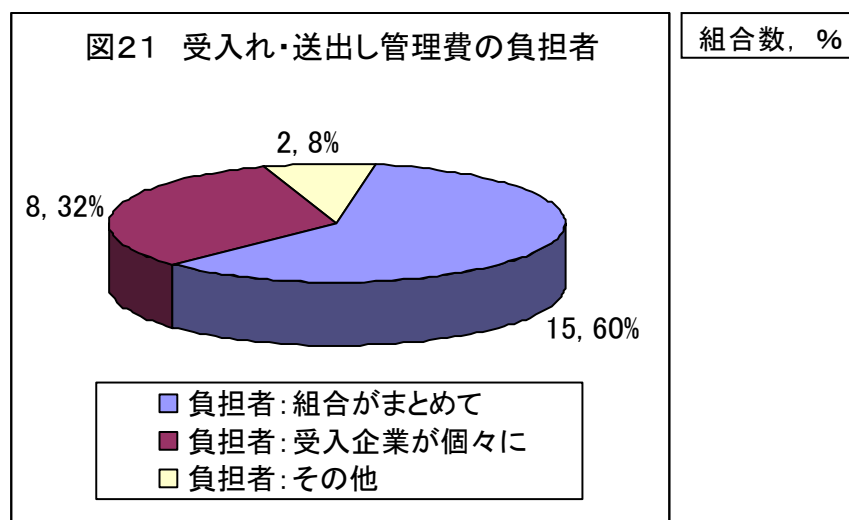
組合数, %



受入管理費・送り出し管理費については、「組合が組合員（受入企業）より徴収してまとめて払う」という組合が15（60%）、「組合員（受入企業）が組合を通さず、直接個々に払う」という組合が8（32%）となっている。

「その他」については、負担事態が双方に発生しない組合が1、研修生時は組合がまとめて払い、技能実習時は受入企業が個々に払うとする組合が1となっている。

組合数, %



③送り出し機関に関する事項

a. 送り出し機関の国名・省名・都市名について

調査結果を見ると、国については、受入事業実施組合 25 組合全てが中国を選定し、うち 1 組合はベトナムも選定している。省については、山口県とも友好関係の深い山東省が 17 組合でトップ、次いで遼寧省が 7 組合であった。都市については、大連市、威海市が 6 組合で、青島市が 5 組合などとなっている。

国名	組合数
中国	25
ベトナム	1

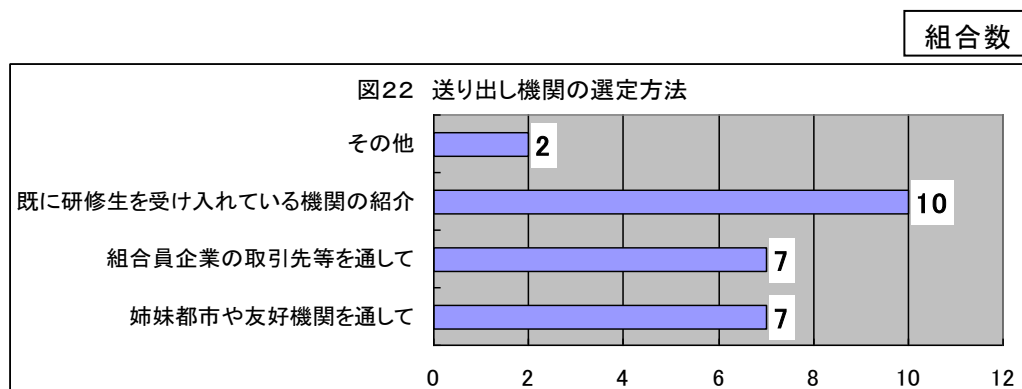
省名	組合数
山東省	17
遼寧省	7
直轄市	3
その他	1

都市名	組合数
青島市	5
大連市	6
日照市	3
鳳城市	1
済南市	2
莒縣市	1
威海市	6
肥城市	1
天津市	1
北京市	2
Hanoi・Quang Ninh	1

b. 送り出し機関の選定方法について

送り出し機関候補先情報を得る方法としては、姉妹都市、他の受け入れ機関・組合員企業の取引先や J I T C O の紹介等があるが、研修事業の成否に係ることなので、受入団体自らが十分調査し自らの責任で慎重に選定する必要がある。

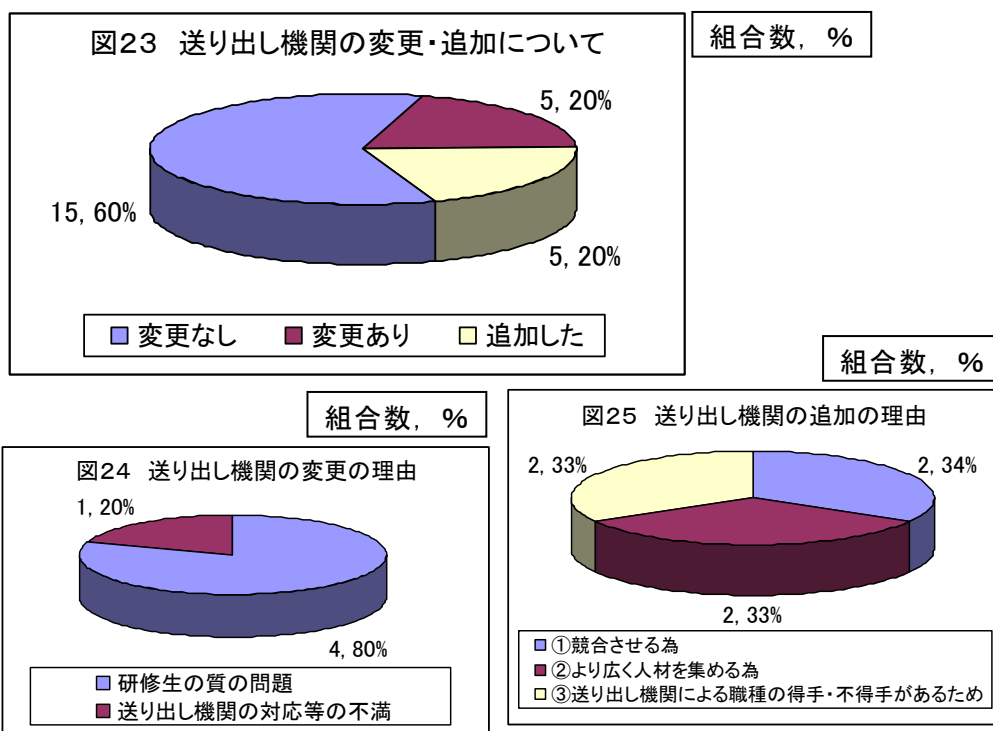
調査結果を見ると、送り出し機関の選定方法については、「既に研修生を受け入れている機関の紹介」と答える組合は 10 組合、「組合員企業の取引先」や「姉妹都市・有効機関」を通して選定している組合はそれぞれ 7 組合となっている。



c. 送り出し機関の変更・追加及びその理由について

調査結果を見ると、送り出し機関の変更を行ったのは受入事業実施組合 25 組合中 5 組合（20%）、追加を行ったのは 5 組合（20%）となっている。

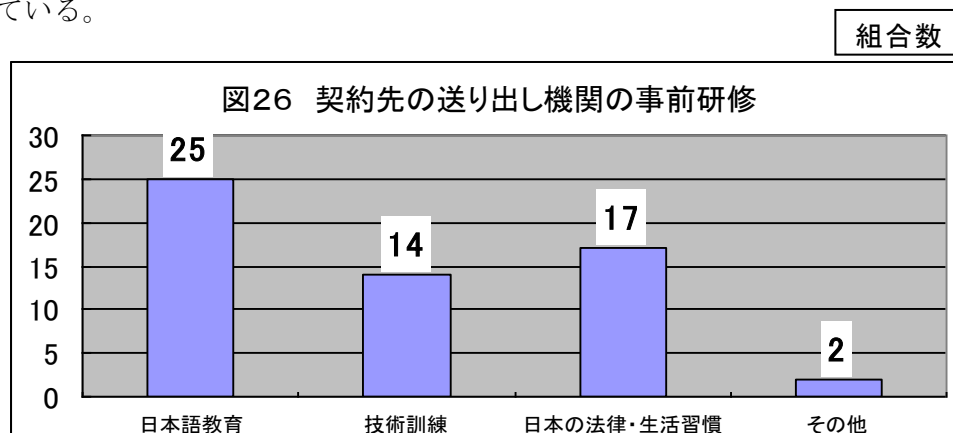
「変更」の理由は、研修生の質を挙げるところが多く、「追加」の理由は、受入れ企業のニーズへ対応するためと考えられる。



d. 契約先の送り出し機関の事前研修について

研修生が日本へ派遣される前に本国で行われる事前研修は、義務ではありませんが、日本における研修を円滑に進めるため大切なこととして選定する際にその有無が重要視されている。

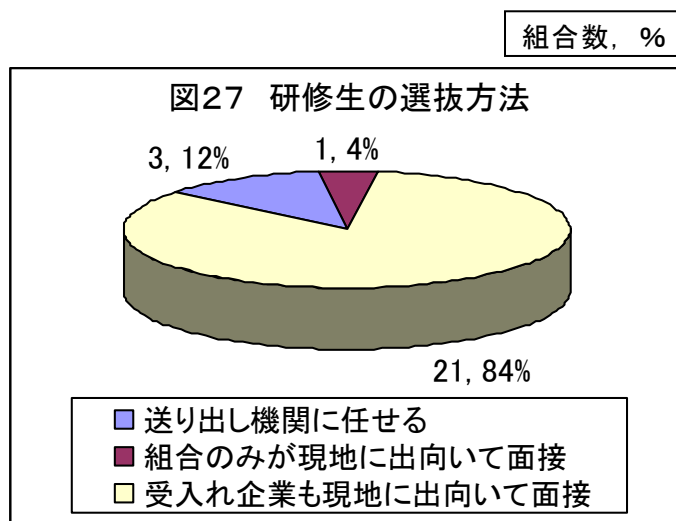
調査結果を見ると、事前研修については、受入事業実施組合 25 組合全てで「日本語教育」を実施しており、次いで、「日本の法律・生活習慣」、「技術訓練」となっている。



e. 研修生の選抜方法について

研修意欲のある研修生の選抜は、研修の成功を左右するものであり、その方法についても重要視する必要がある。

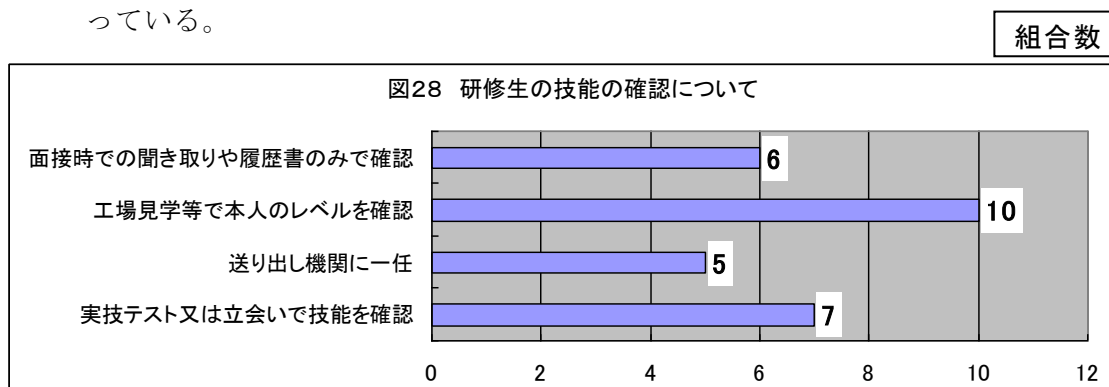
調査結果を見ると、研修生の選抜方法については、「受入れ企業も現地に出向いて面接を行う」ところが 21 組合（84%）とほとんどで、「送り出し機関や組合に任せている」ところは併せて 4 組合（16%）と比較的少ない。



f. 研修生の技能の確認について

人柄がよく技能を持った研修生の選抜は、研修の成功を左右するものであり、その方法についても重要視する必要がある。

調査結果を見ると、研修生の技能の確認について、「工場見学等で本人のレベルを確認」する組合が 10 組合で最も多く、次いで、「実技テスト又は立会いで技能を確認」する組合が 7 組合である。また、「面接時での聞き取りや履歴書のみで確認」する組合は 6 組合、「送り出し機関に一任」という組合は 5 組合となっている。



④組合の「監理」に関する事項

a. 組合と受入企業との関係について

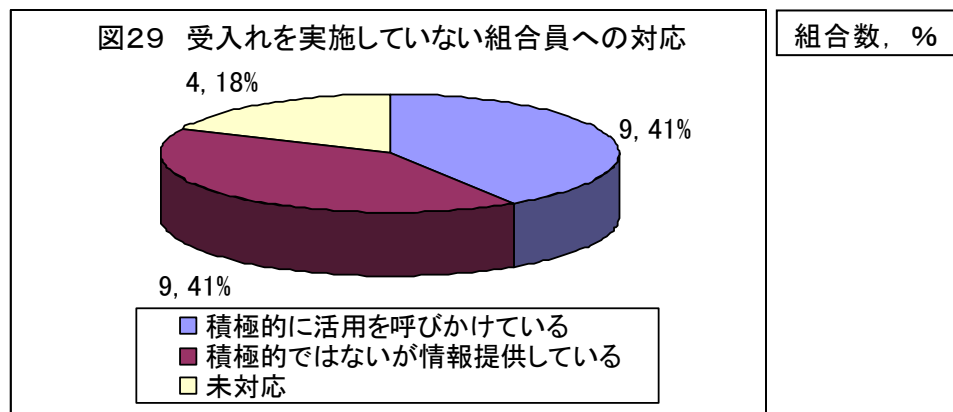
団体管理型研修については、団体の監理の下に行われるものであることを受入の要件の一つとしており、組合と組合員企業との関係が重要視されている。

調査結果を見ると、組合と受入企業との関係については、受入事業実施組合25組合全てで「関係が密である」と答えている。

b. 受入を実施していない組合員への対応について

受入未実施の組合員等に対しても、受入事業の制度・趣旨・目的等について積極的な啓発をする必要がある。

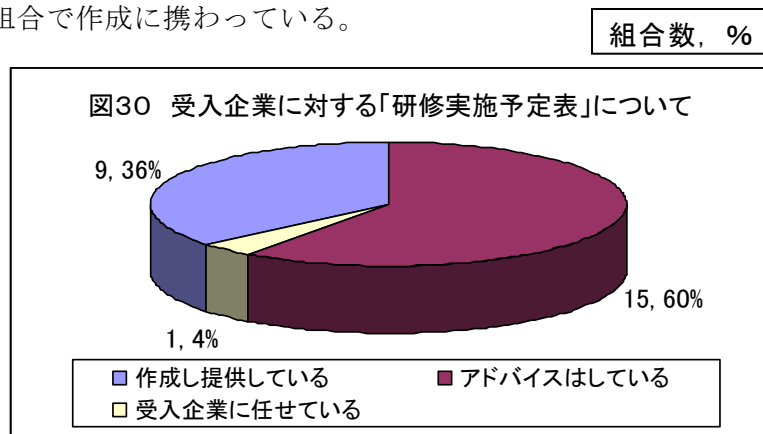
調査結果を見ると、受入を実施していない組合員については、「積極的に活用を呼びかけている」組合が9（41%）、「積極的ではないが情報提供している」組合も9（41%）となっている。未活用については研修生の受入を、研修生の受入企業については技能実習生への移行を、なんらかの形でPRしていると言える。



c. 受入企業に対する「研修実施予定表」について

受入団体は、企業がどのような研修を実施したいのかを知り、その研修実施予定表の作成について積極的にアドバイスしていくことが必要である。

調査結果を見ると、研修実施予定表については、「作成のアドバイスをしている」組合が15（60%）、「作成し提供している」組合が9（36%）と、ほとんどの組合で作成に携わっている。

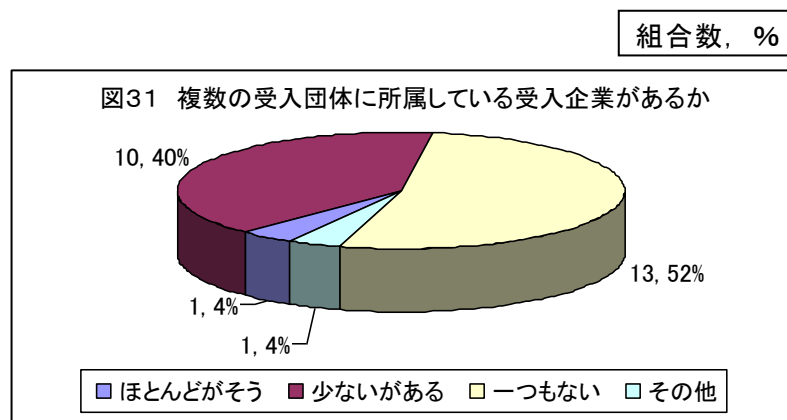


d. 複数の受入団体に所属している受入企業があるかについて

研修生の受入については、受入団体が研修全般を監理していることから、複数の受入団体から研修生を受け入れることは好ましくないことである。この際、受入に不十分な体制が理由となれば、改善する必要があるが、もし改善の余地がないのであれば、速やかに体制の整った受入団体に移行する必要があると思われる。なお、複数での受入をする際の受入人数の枠には十分注意する必要がある。

調査結果を見ると、複数の受入団体への所属企業については、「一つもない」組合が 13（52%）で、若干「ある」とする組合が 10（40%）となっている。

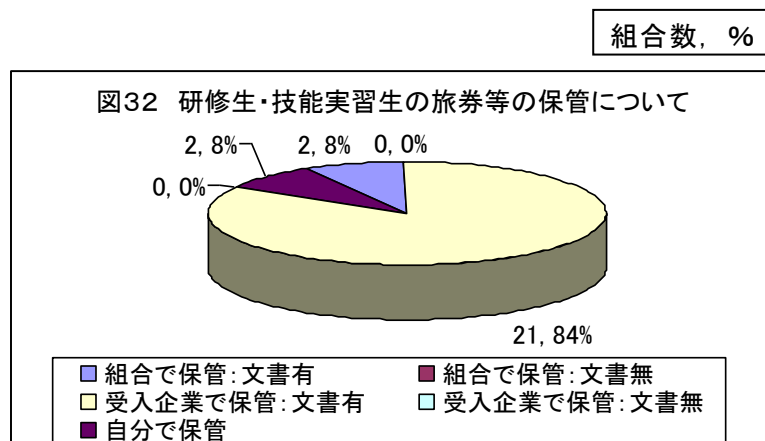
一概には言えないが、もし、複数の受入団体から研修生を受け入れているのであれば、先の理由からも改善する必要がある。



e. 旅券の保管について

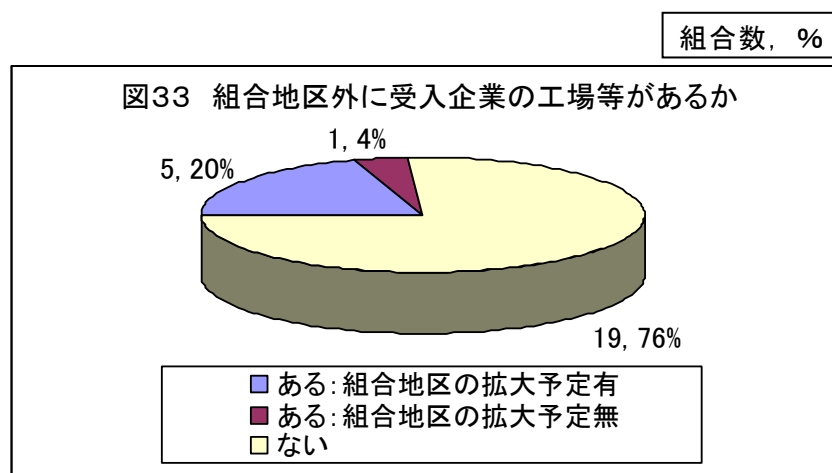
旅券については、本人保管が原則である。ただし、旅券を受入企業が個々の研修生から文書をもって依頼されたような場合に限り、必要なときはいつでも返還するとの文書を研修生に手交して預かるのであれば問題はない。

調査結果を見ると、原則旅券等の保管については、受入事業実施組合 25 組合中 21 組合（84%）が研修生等との文書の取り交わしにより、受入企業で保管している。これは、よく問題となっている失踪問題等を未然に防ぐ手段として企業及び研修生等との相互理解の上で行われている表れである。



f. 組合地区外に受入企業の工場等があるかについて

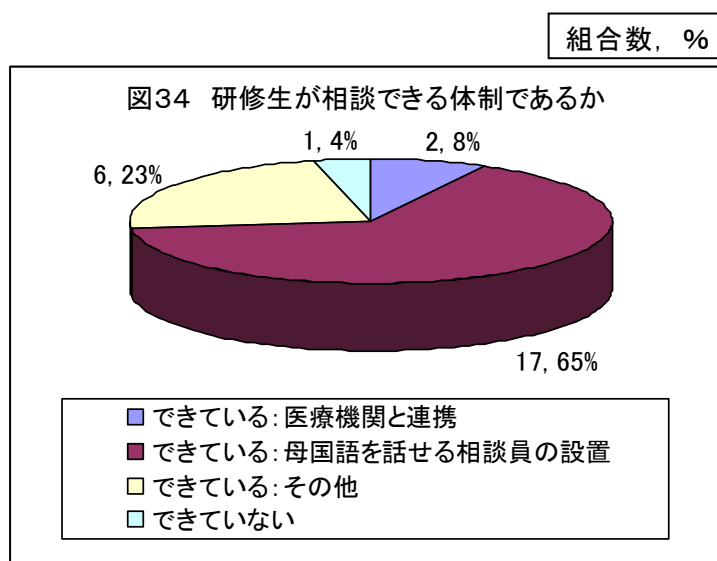
調査結果を見ると、組合地区外に受入企業等の工場の有無については、「ない」とする組合が 19（76%）で、地区外に工場等があつて、今後定款変更により「組合地区として拡大する予定」と答えた組合は 5（20%）である。



g. 研修生が相談できる体制であるかについて

研修生が相談できる体制をとることが円滑な研修を行う際に、監理団体として重要な要素を占めている。

調査結果を見ると、研修生の相談体制については、組合として「母国語を話せる相談員を設置して対応」している組合が 17（65%）と多く、その他「医療機関との連携」など、ほとんどの組合で体制を整えている。「できていない」とする組合が 1 組合（4%）あるが、この組合については早急に体制を整える必要がある。

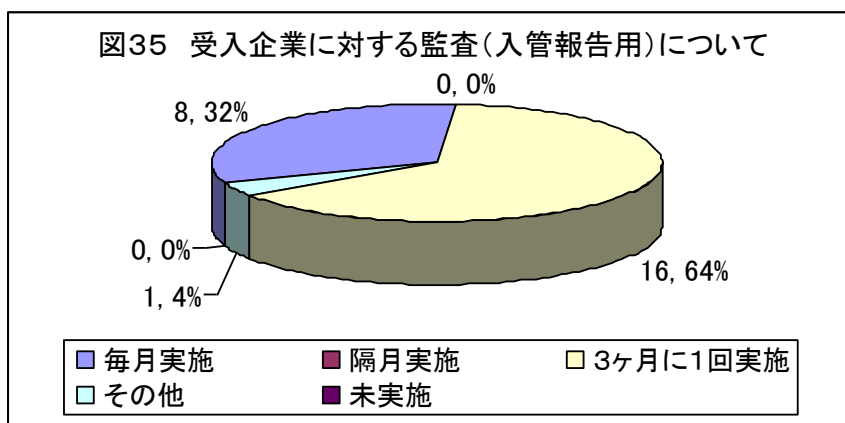


h. 受入企業に対する監査（入管報告用）について

受入団体は、3ヶ月につき少なくとも1回監査を行い、その結果を地方入国管理局の長に報告することが義務づけられている。また、新規に研修生を受け入れることとなる団体は、最初の6ヶ月間は毎月監査をしてその結果を報告することが必要となっている。

調査結果を見ると、受入企業に対する監査は、「3ヶ月に1回実施」する組合が16（64%）で、「毎月実施」する組合が8（32%）、「その他」の方法で実施する組合が1（4%）など、受入事業実施組合25組合全ての組合で実施している。

組合数, %



⑤研修に関する事項

a. 非実務集合研修時間について

集合研修の期間は、「1ヶ月、160時間程度を行うことを目安とする」とされており、これに沿った研修カリキュラムを作る必要がある。

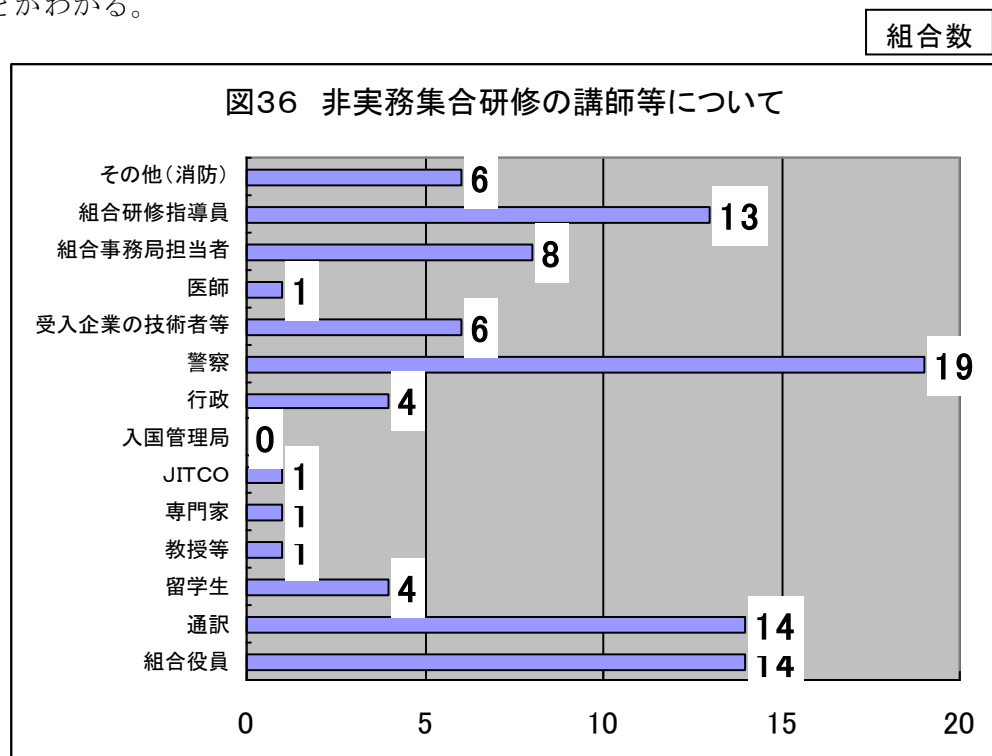
調査結果を見ると、組合で行う非実務集合研修の平均時間は、161.5時間で、「日本語の講座」に最も時間を費やしており、次いで「日常生活に必要な講座」、「技術・技能・知識等の講座」、「安全・健康に研修を実施するための講座」と続いている。

	オリエンテーション	日本語の講座	日常生活に必要な講座	安全・健康に研修を実施するための講座	技術・技能・知識等の講座	その他	合計
最大	24	139	56	26	95	20	170
最小	0	50	8	2	0	0	160
平均	6.2	100.8	23.4	13.8	17.1	10	161.5

b. 非実務集合研修の講師等について

非実務集合研修の講座についても、内容や方法に創意工夫をし、講師等との連携も幅広く行う必要がある。

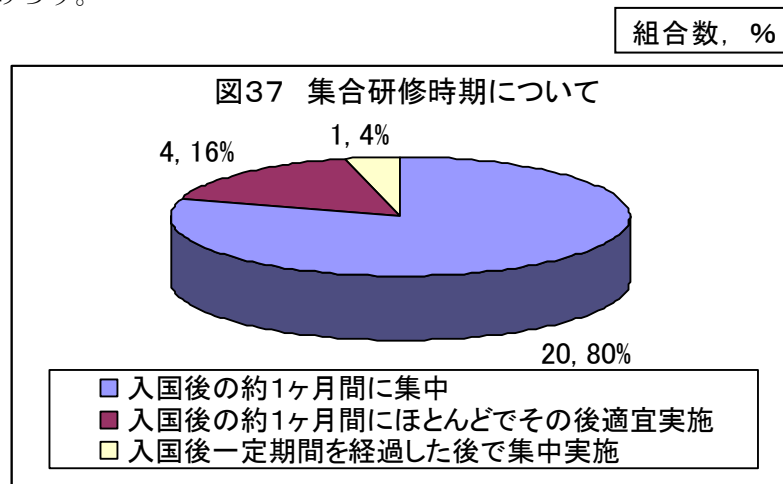
調査結果を見ると、非実務集合研修の講師等では、「警察」、「組合研修指導員」、「通訳」、「組合役員」等の協力を中心に幅広い人材により研修を行っていることがわかる。



c. 集合研修時期について

調査結果を見ると、非実務集合研修については、「入国後の約1ヶ月間に集中」して行う組合が受入事業実施組合25組合中20組合（80%）と最も多くなっている。

これは、組合地区の範囲が広ければ広いほど多い傾向となっており、一旦、各受入企業に散らばった研修生を改めて集めることの困難さからそうなるのであろう。



d. 研修時間について

標準的な研修時間は、1日8時間、週40時間、月160時間、年間1,920時間であるが、総研修時間のうち、実務研修が3分の2以下、非実務研修が3分の1以上とするように研修時間を配分することとなる。

例えば、総研修時間が1,920時間とすると、実務研修時間は1,280時間以下、非実務研修時間は640時間以上ということになる。

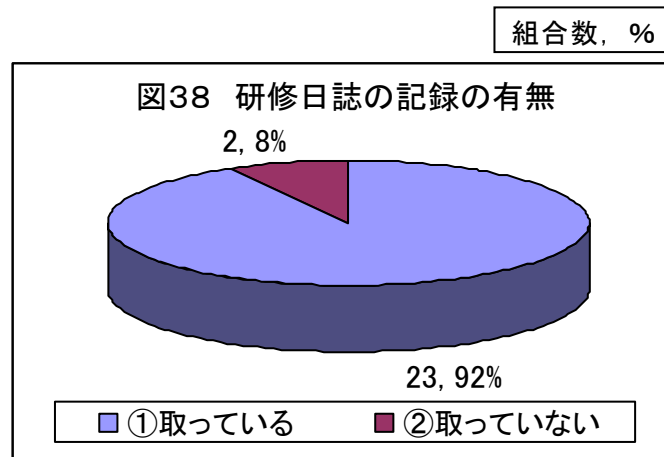
調査結果を見ると、研修生に対して行う研修時間について、「非実務研修時間」の平均時間は671時間、「実務研修時間」の平均時間は1,289時間、「総研修時間」の平均時間は1,960時間となっている。

	非実務研修時間	実務研修時間	総研修時間
最大時間	768	1,390	2,085
最小時間	576	1,104	1,680
平均時間	671	1,289	1,960

e. 研修日誌の記録の有無について

研修日誌は、研修の進捗状況を証する資料となると共に、地方入管に対する監査報告の提出等の際に、その写しの提出を求められたりすることがある。

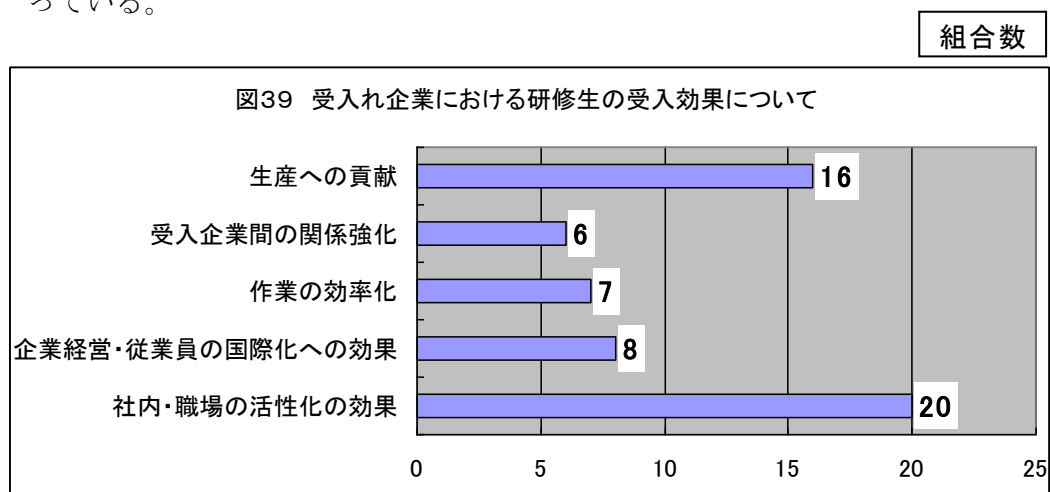
調査結果を見ると、研修日誌については、受入事業実施組合 25 組合中 23 組合（92%）で記録している。



⑥受入れ企業における研修生の受入効果に関する事項

a. 受入企業における研修生の受入効果について

調査結果を見ると、受入企業における研修生の受入効果については、「社内・職場の活性化の効果」を最も答える組合が多く、続いて「生産への貢献」となっている。



⑦研修生の生活に関する事項

研修生に日本の社会や文化を知ってもらい、楽しく実りある研修生活をおくってもらえるように、警察、消防、保健所等に講師派遣をお願いして、日常生活で注意すべき点を説明してもらう機会を設けたり、地域住民や自治体との交流も積極的に行い、カルチャーショック等から来る精神的ストレス等の除去にも心掛ける必要がある。また、普段の生活から、研修生が悩みを相談できるようにしたり、ホームシック等に係らないようメンタル面でのケアにも心掛ける必要がある。

a. 研修と地域の交流について

各組合からの意見は次の通り。

研修と地域の交流
地元小学校等の運動会、盆踊り、地区の清掃活動、花火大会、着物着付教室、地域の祭り、地域イベント、地域の交流団体とのバス親睦旅行、文化祭、焼き肉パーティー、カラオケ大会、地域の観光、餅つき大会 e t c

b. 研修生の余暇の過ごし方・メンタルヘルスケア等の指導について

各組合からの意見は次の通り。

研修生の余暇の過ごし方・メンタルヘルスケア等の指導
生活指導員や職場の管理者による管理の強化、ストレス解消のための買い物や食事会の開催、定期的に個人懇談の実施、休日も電話対応可能な連絡網の徹底、余暇は自由、メンタルヘルスケアは日常随時面接・相談体制の確立、各社の生活指導員が対応、観光見物、日本語学習、指導員が密度の濃いコミュニケーション、家族への電話、年3回研修生の集い（日帰りバス旅行、ボウリング大会、料理、カラオケ大会）、健康については注意を払い、何かあればすぐ病院へ、休日などに研修生の寮に行き会話をしたり食事をする、日帰り旅行、祭、工場見学、花見・忘年会への参加、企業の社員との交流、組合の中国人スタッフによるフォロー e t c

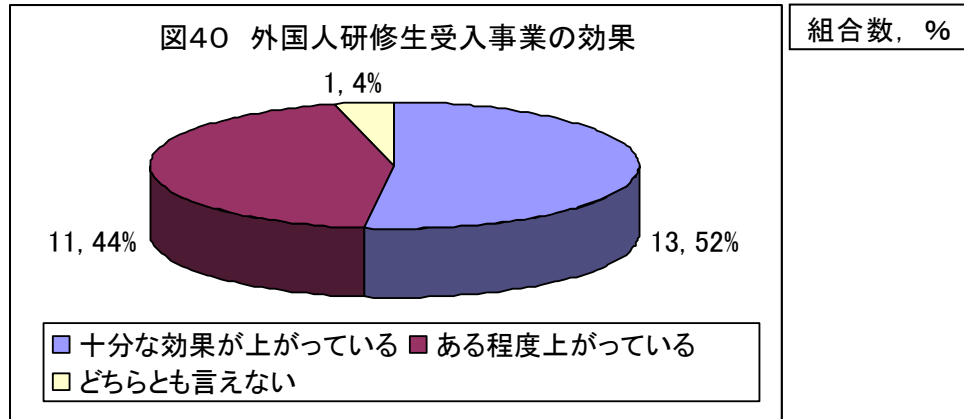
⑧過去におけるアクシデント・トラブルなどの発生状況と対応に関する事項
各組合からの意見は次の通り。

手当・賃金以外の待遇	
内容	対応
技能実習生の残業時間の企業による格差	話し合いにより解決
研修と技能実習の違い	
内容	対応
企業により寮費等の格差	話し合いにより解決
コミュニケーション・ギャップ	
内容	対応
伝達ミスがあった	中国語が多少わかる社員がいるので文章で伝達
外部との接触	
内容	対応
他組合員に会った	注意指導
対送り出し機関	
内容	対応
ブローカーの関与による手数料の引き上げ	ブローカーの排除と送り出し機関の変更
傷病・メンタルヘルス	
内容	対応
ホームシックにより十二指腸潰瘍	本人の希望により途中帰国
作業中に指を挟まれる 精神状態がおかしくなる	在籍期間を延長し治療後帰国 精神病院に入院させるが治らず、派遣機関駐在員、組合員生活指導員、通訳の3人で本国へ連れ帰る。
目に鉄粉が入った 擦過傷を負った	病院で治療
けが・病気 ホームシック	病院に連れて行く 家族と電話
通院2～3回程度の治療は数回受けた	中国人スタッフが付き添いで治療を受けた
事件・事故	
内容	対応
自転車の盗難に遭った：3件	新車購入
失踪	
内容	対応
研修生が体調不良を訴え、寮に帰宅後所在不明 実習生が帰国当日の早朝、寮から失踪	関係機関に通報、数日後東京で保護 現在、所在不明
前送り出し機関の研修生の集団失踪 受入企業1社が会社を止める為に研修生を全員帰国させることになって空港のゲートまで入れて見届けた後に別のゲートから逃走	未解決・送り出し機関の変更 入管等に届出。依然不明
1名所在不明	関係機関に連絡。捜索願を出す。
帰国直前に失踪	警察に届けると共にJITCOへ報告
実習生への移行前後に失踪	中国側に厳しく対応してくれるよう連絡

⑨外国人研修生受入事業ほか組合事業に関する事項

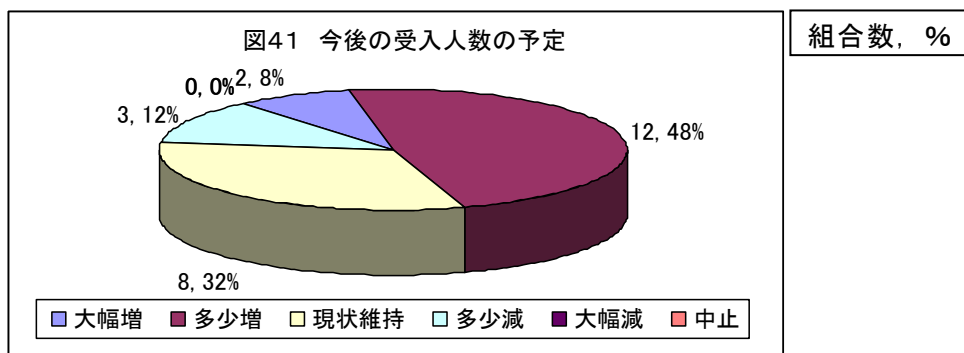
a. 外国人研修生受入事業の効果について

外国人研修生受入事業については、受入事業実施組合 25 組合中 24 組合 (96%) がなんらかの効果が上がっていると答えている。



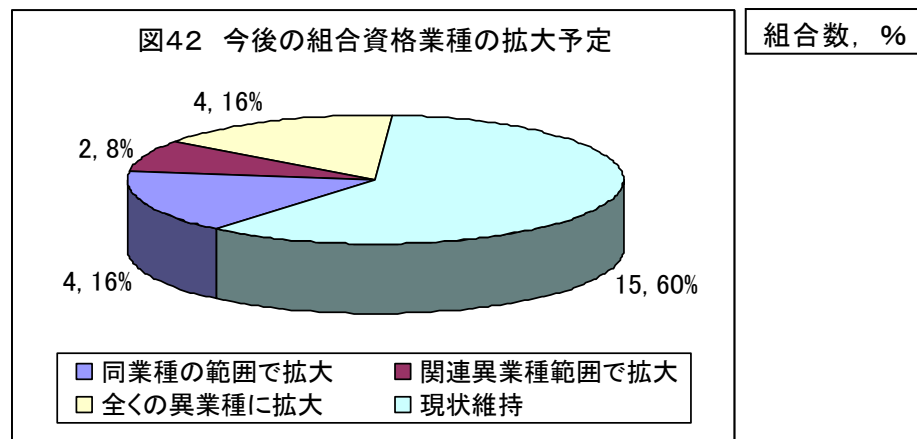
b. 今後の受入人数について

今後の研修生の受入人数については、12 組合 (48%) が「多少増」と答え、8 組合 (32%) が「現状維持」と答えている。



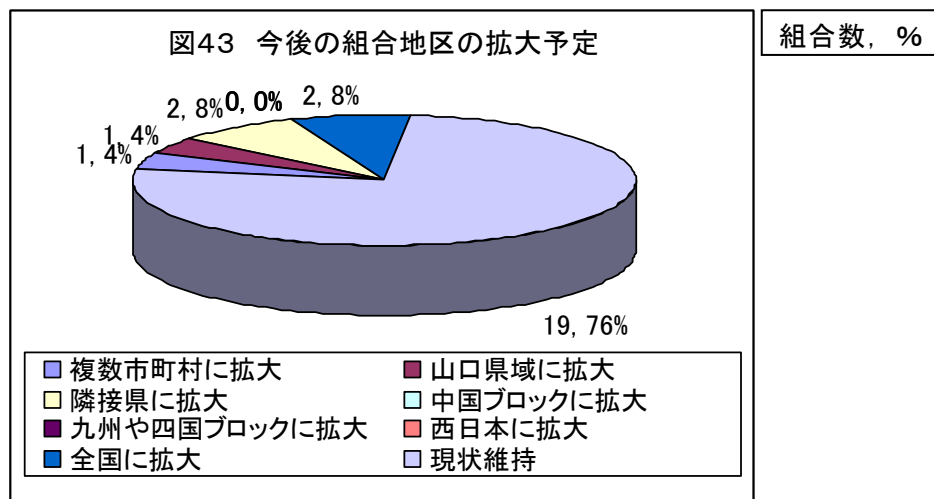
c. 今後の組合資格業種の拡大について

今後の組合資格業種の拡大については、15 組合 (60%) が「現状維持」と答え、関連同業種、関連異業種、異業種と計 10 組合 (40%) が拡大を検討している。



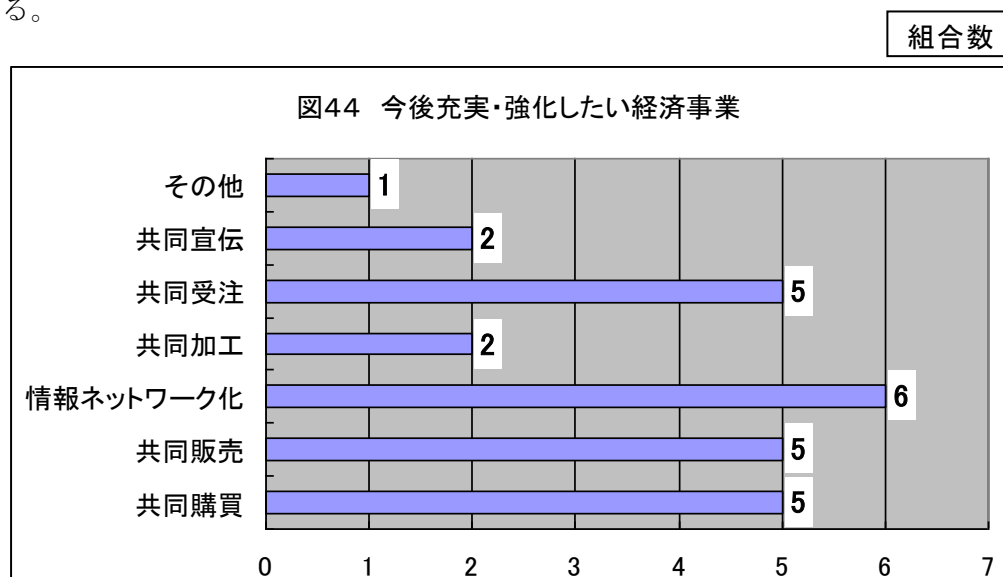
d. 今後の組合地区の拡大予定について

今後の組合地区の拡大については、19 組合（76%）が「現状維持」と答え、2 組合（8%）が「隣接県に拡大」及び「全国に拡大」と答え、1 組合（4%）が「複数市町村に拡大」及び「山口県域に拡大」と答えている。



e. 今後充実・強化したい経済事業について

今後充実・強化したい経済事業については、6 組合が「情報ネットワーク化」と答え、5 組合が「共同受注」及び「共同販売」及び「共同購買」と答えている。



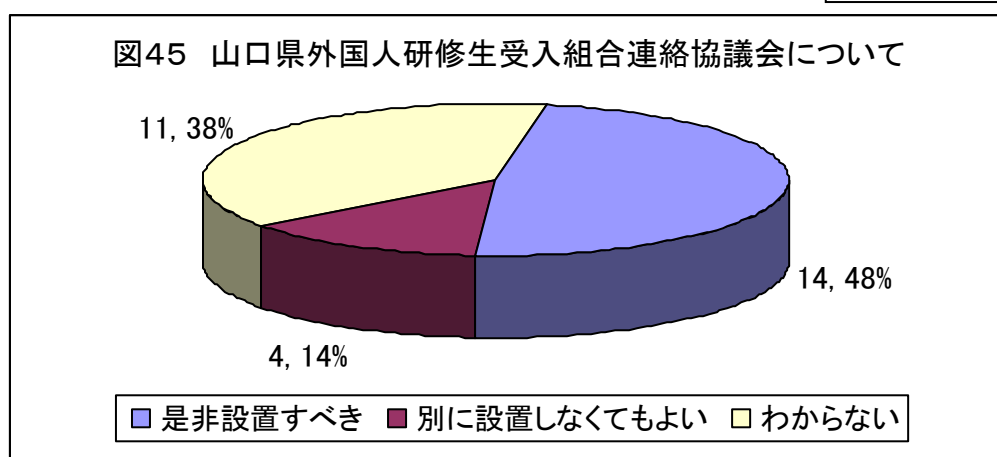
⑩山口県外国人研修生受入組合連絡協議会の設置に関する事項

a. 山口県外国人研修生受入組合連絡協議会の設置について

山口県外国人研修生受入組合連絡協議会の設置については、14 組合（48%）が「是非設置すべき」と答え、4 組合（14%）が「別に設置しなくてもよい」と答え、11 組合（38%）は「わからない」と答えている。連絡協議会の趣旨・目的によっては、この 11 組合が設置に前向きになることも考えられるので、今後とも検討していく必要があると思われる。

なお、連絡協議会については、全国 46 都道府県中央会に対し、実態調査を実施しており、その活動状況については、後掲する。ちなみに、14 の都道府県で連絡協議会を設置し、受入事業実施組合の情報交換・研修の場として活動している。

組合数, %



3. 外国人研修生受入事業に関する意識調査

①協同組合等で傘下組合員企業のために外国人研修生受入事業をできることを知っていますか？

項目	組合数	%
事業の内容を知っている	24	21.8
聞いたことはあるが事業の内容までは知らない	57	51.8
聞いたこともない	29	26.4
合計	110	100.0

②貴組合において傘下組合員企業より外国人研修生受入事業の実施提案を受けたことがありますか？

項目	組合数	%
受けたことがある	13	11.8
受けたことがない	97	88.2
合計	110	100.0

建築工事業1	機械製造業1
土木工事業2	木材加工業1
梱包関連業1	石材加工業1
食品製造業1	塗装工事業1
繊維製造業1	水産加工業1
設備工事業1	製造業1

③外国人研修生受入事業の実施についてお聞かせください。

項目	組合数	%
外国人研修生受入事業を実施していないが、定款第7条(事業)には記載されている。	4	3.6
外国人研修生受入事業を実施しているが、定款第7条(事業)には記載されていない。	2	1.8
外国人研修生受入事業は実施していないが、関心があるので話を聞いてみたい。	17	15.5
外国人研修生受入事業は実施していないし、今のところ関心もない。	87	79.1
合計	110	100.0

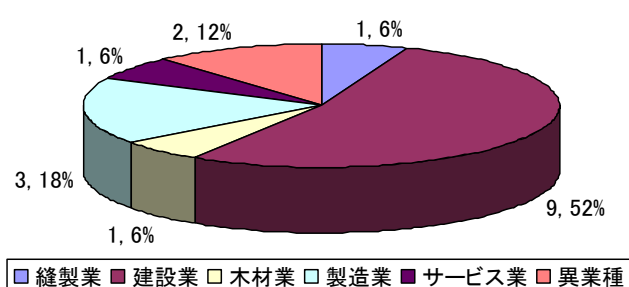
受入事業を実施していないが、定款に事業として掲載されている組合が4組合あり、逆に受入事業を実施しているが、定款に事業として掲載されていない組合が2組合ある。

受入事業について関心があるので、受入制度等の説明を聞きたいと答える組合が17組合あった。特に、建設業で9組合もが関心を示しているのは興味深い結果である。

業種	組合数	業種	組合数	業種	組合数
木材業	1	製造業	1	縫製業	1
製造業	2	異業種	1	建設業	9
異業種	1			木材業	1
				製造業	3
				サービス業	1
				異業種	2
計	4	計	2	計	17

組合数, %

図46 外国人研修生受入事業に関心があり、話が聞きたい



4. 連絡協議会に関する実態調査

①貴会に外国人研修生受入組合連絡協議会を設置していますか。

協議会を設置している中央会は14（30%）。うち、中国及び四国ブロックでは、各3つの中央会で設置。逆に関東ブロックでは未設置という状況である。

各ブロックの設置率を高い順にみると、「四国」が75%、「中国」が60%、「東海」が50%、「信越・北陸」が40%となっている。全国を東と西で見た場合、設置率は、西高東低と言える。

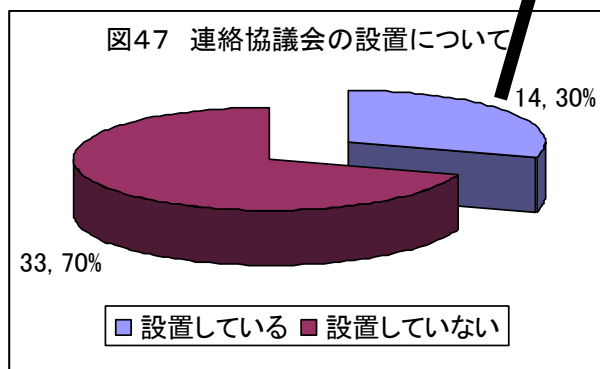
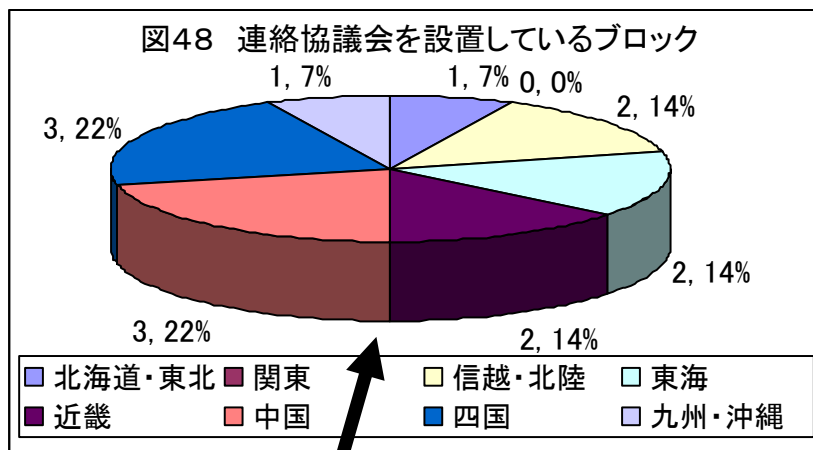
項目	中央会数	%
設置している	14	29.8
設置していない	33	70.2
合計	47	100.0

エリア	設置している	設置していない	合計	設置率
北海道・東北	1	6	7	14.3
関東	0	8	8	0.0
信越・北陸	2	3	5	40.0
東海	2	2	4	50.0
近畿	2	4	6	33.3
中国	3	2	5	60.0
四国	3	1	4	75.0
九州・沖縄	1	7	8	12.5
合計	14	33	47	29.8



今日議会設置県
秋田
新潟、長野
岐阜、三重
滋賀、和歌山
鳥取、岡山、広島
徳島、香川、愛媛
佐賀

組合数, %



組合数, %

②貴会の外国人研修生受入組合連絡協議会の所属組合員数を教えてください。

14 の協議会のなかで、最も所属会員の多い協議会は、所属員数 54 組合で組織されており、逆に、最も少ない協議会は、所属員数 6 組合で組織されている。

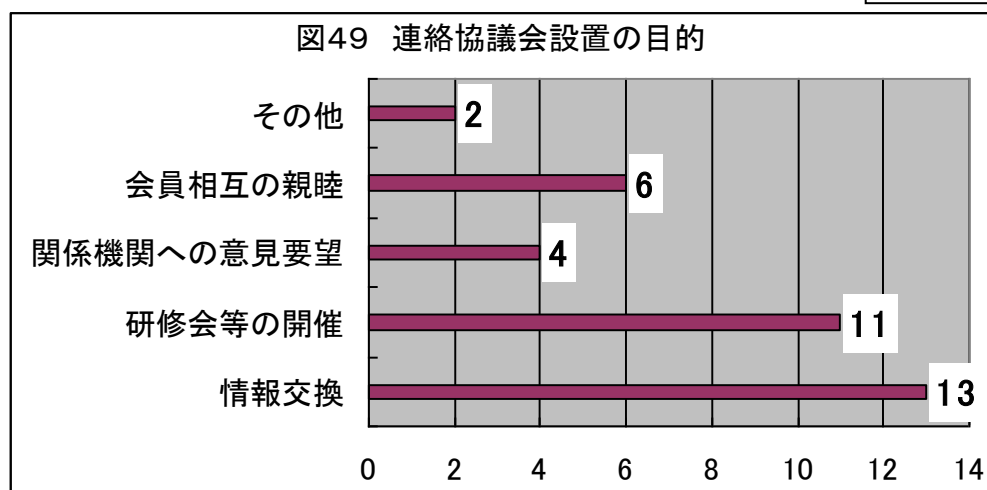
項目	中央会数	%
10組合未満	1	7.1
10～15組合	3	21.4
16～20組合	2	14.3
21～25組合	2	14.3
26～30組合	3	21.4
31組合以上	3	21.4
合計	14	100.0

③貴会の外国人研修生受入組合連絡協議会の目的（活動内容）を教えてください。

協議会の目的（活動内容）について、最も多かったのが「情報交換」で、次いで「研修会等の開催」が意見として多かった。「その他」の意見としては、「マニュアルの作成」や「ボランティア活動の実施」、「航空運賃の研修生割引制度の導入」等を実施している協議会もあった。

情報交換	13
研修会等の開催	11
関係機関への意見要望	4
会員相互の親睦	6
その他	2
	36

組合数



④貴会の外国人研修生受入組合連絡協議会の事務運営費（会費）及び徴収方法を教えてください。

事務運営費（会費）の徴収方法については、14の協議会のうち9（64%）が「均等で徴収」している。未徴収という協議会が4（29%）あるが、その中で、JITCOの中央・地方連絡協議会助成金を活用し、運営している協議会もある。

事務運営費（会費）については、「未徴収」、「10,000円台」、「20,000円台」に大別できるが、協議会の中には、「1組合＝（技能実習移行企業数1社当たり@***円／月×12ヶ月）×企業数」により事務運営費（会費）を徴収するところもある。

項目	中央会数	%
均等で徴収	9	64.3
規模等で差をつけ徴収	1	7.1
均等割・差等割の併用		0.0
未徴収	4	28.6
合計	14	100.0

項目	中央会数	%
0円	4	28.6
5千円未満		0.0
5千円以上1万円未満		0.0
1万円以上～	6	42.9
2万円以上～	3	21.4
その他	1	7.1
合計	14	100.0

⑤貴会の外国人研修生受入組合連絡協議会が連携している専門家、関係機関等について教えてください。

14の協議会のうち12（86%）が「JITCO（財団法人国際研修協力機構）」との連携を密にしており、他にも「入国管理局」、「都道府県」、「警察署」、「労働関連行政」と連携している協議会が多い。

入国管理局	7
経済産業局	
都道府県	6
市町村	
JITCO	12
警察署	5
労働関連行政	4
消防	
保健所	
その他	1

Ⅱ 調査票

(1) 外国人研修生受入事業実態調査票

(2) 組合事業における外国人研修生受入事業に関する意識調査票

(3) 外国人研修生受入組合連絡協議会に関する情報提供票

Ⅲ 参考資料

(1) 外国人研修・技能実習制度の仕組み

(2) 山口県中小企業団体中央会の概要

(1) 外国人研修・技能実習制度の仕組み

1. 外国人研修制度の仕組み

●研修生要件

研修生は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者です。

(1) いずれの研修形態にも共通の研修生要件

次の①②③のいずれにも該当する者

①18歳以上の外国人

②研修修了後母国へ帰り、日本で修得した技術・技能を活かせる業務に就く予定がある者

③母国での修得が困難な技術・技能を修得するため、日本で研修を受ける必要がある者

(2) 研修形態による個別の研修生要件

- ・企業単独型研修の受入れの場合（企業が単独で行う研修生の受入れ）

次の①②③のいずれかに該当する者

①送出国の国または地方公共団体、あるいは、これらに準ずる機関の常勤の職員であり、かつ、その機関から派遣される者

②受入れ機関の合弁企業または現地法人の常勤の職員であり、かつ、その合弁企業または現地法人から派遣される者

③受入れ機関と引き続き1年以上の取引実績、または過去1年間に10億円以上の取引の実績を有する機関の常勤の職員であり、かつ、これらの機関から派遣される者

- ・団体監理型研修の受入れの場合（受入れ団体がそのメンバーである企業等と協力して行う研修生の受入れ）

次の①②のいずれにも該当する者

①現地国の国・地方公共団体からの推薦を受けた者

②日本で受ける研修と同種の業務に従事した経験がある者

●研修生を受け入れることのできる機関

次の(1) (2)のいずれかに該当する企業

(1) 企業単独型研修の受入れの場合

海外の現地法人、合弁企業、または外国の取引先企業（一定期間の取引実績が必要）の常勤職員を研修生として受け入れる日本の企業

(2) 団体監理型研修の受入れの場合

日本の公的な援助・指導を受けた商工会議所・商工会、事業協同組合等の中小企業団体、公益法人などが受入れの責任を持ち、その指導・監督の下に研修生を受け入れる会員・組合員企業

●受入れ可能な研修生の人数

原則として、受入れ企業の常勤職員20名に付き、研修生1名の受入れが可能です。ただし、商工会議所や協同組合等を通じて受け入れる団体監理型研修は受入れ可能な人員の枠が緩和されます。

●研修の対象となる業務

修得しようとする技術・技能等が、同一作業の反復（単純作業）のみによって、修得できるものではない業務です。

●滞在期間

原則として1年以内です。

●研修期間

研修は、実務研修を伴う場合は、原則研修期間を非実務研修を全体の1/3以上（研修生を集めた集合研修（1か月160時間）を含む。）と実務研修を全体の2/3以下の割合で行わなくてはなりません。

●受入機関の責務

受入機関は、次の事項を遵守しなければなりません。

- ①研修計画の作成・履行
- ②生活実費としての研修手当の支払い
- ③受入企業ごとに研修指導員や生活指導員を配置
- ④研修生のための宿泊施設の提供
- ⑤研修施設の確保
- ⑥労働安全衛生法に定めている安全衛生上必要な措置を講じた研修施設の整備
- ⑦研修中の事故等に備える保険の加入
- ⑧内職や時間外の研修等不適正な行為の排除等
- ⑨団体管理型受入の場合は、受入企業に対する団体としての監理（指導監督）

●団体監理型研修（団体がそのメンバーである企業等と協力して行う研修生の受入れ）の場合

外国	送出し機関・研修生	日本	受入れを行う団体	受入れを行う企業等
				企業等の要件 人数枠
①送出し国の国・地方公共団体からの推薦を受けた者 かつ ②日本で受ける研修と同種の業務に従事した経験がある者	国・地方公共団体の補助指導	国・地方公共団体の補助指導	商工会議所・商工会	会員の中小企業 B
			中小企業団体	組合員の中小企業 B
			職業訓練法人（社団法人）	社員の中小企業 B
			農業協同組合	農業を営む組合員 C
			農業技術能力を行う公益法人	
			職業訓練法人（財団法人）	会員の企業 A
			民法第34条による社団・財団法人	会員の企業 A

研修生の受入れ人数枠

受け入れることができる研修生の人数枠は、受入れ形態や受入れ機関の種類、常勤職員の規模によって違いがあります。上記図中、右端の「人数枠」ABCは、右表の「区分」ABCと符合します。

区 分	受入れを行う企業等の常勤職員数	研修生の人 数 枠
A		常勤職員の5%以内
B	201人以上300人以下	15人
	101人以上200人以下	10人
	51人以上100人以下	8人
C	50人以下	3人
	農業を営む組合員	2人以下

2. 技能実習制度の仕組み

●技能実習の対象者

次の条件をすべて満たす者です。

- ①技能実習が実施できる職種・作業について研修を修了した者
- ②技能実習修了後母国に帰り、我が国で修得した技術・技能を活かせる業務につく予定がある者
- ③在留状況等からみて、技能実習制度の目的に沿った成果が期待できると認められる者
- ④雇用契約に基づき技能実習を行い、さらに実践的な技術・技能を修得しようとする者

●技能実習生を受け入れることのできる機関

技能実習を実施できる機関は、次のすべての要件を満たす企業等です。

- ①技能実習内容が、研修活動と同一の種類の技術・技能等であること。
- ②技能実習が、研修活動が行われている受入れ企業等と同一の機関で行われること。
- ③技能実習希望者と受入れ企業等との間に、日本人従業員と同等以上の報酬を受けることを内容とする雇用契約が締結されること。
- ④受入れ企業等が技能実習生用の宿泊施設を確保し、技能実習生の帰国旅費の確保等の帰国担保措置を講ずること。
- ⑤技能実習実施機関又はその経営者若しくは管理者が過去3年間に外国人の研修・実習その他就労に係る不正行為を行ったことがないこと。

●技能実習を実施できる職種・作業

職業能力開発促進法に基づく技能検定の対象職種・作業、又はJITCOが認定した技能評価システムによる職種・作業で、**2006年4月1日現在、62職種114作業**があります。

このうち、技能検定による評価システムが51職種80作業、JITCO認定による評価システムが11職種34作業あり、農業、建設業、製造業等の産業分野に及んでいます。

●滞在期間

- ①技能実習の期間は、研修期間と合わせて3年以内となっています。
- ②技能実習期間は、研修期間のおおむね1.5倍以内で認められます。ただし、研修期間が9ヶ月を超える場合は、この限りではありません。
- ③研修期間が比較的短い場合（6ヶ月未満）は、技能実習への移行は認められません。

●研修から技能実習への移行評価

技能実習への移行が認められるには、次の三つの評価をすべてクリアしなければなりません。

①研修成果の評価

全研修期間の6分の5程度を経過した時点で、国の技能検定、またはJITCOが認定した機関の試験を活用した評価システムにより、研修生が一定水準（国の技能検定基礎2級相当）以上の技術・技能を修得していると認められること。

②在留状況の評価

研修状況・生活状況が良好であると認められること。

③技能実習計画の評価

研修生受入れ企業等から提出された技能実習計画が、研修成果を踏まえた適正なものであると認められること。

●技能実習実施機関の責務

技能実習生は、受入企業との雇用関係の下に報酬を受けるものであり、労働基準法上の「労働者」に該当することから、通常の労働者と同様、労働関係法令、労働・社会保障関係法令等が適用されます。受入企業はこれを遵守しなければなりません。

技能実習移行対象職種一覧（62職種114作業）

（2006年4月1日現在）

1 農業関係（2職種5作業）

職 種 名	作 業 名
耕種農業*	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業*	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係（1職種7作業）

職 種 名	作 業 名
漁船漁業*	かつお一本釣り漁業
	まぐろはえ縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	底曳網漁業
	流し網漁業
	定置網漁業

3 建設関係（21職種31作業）

職 種 名	作 業 名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
建築板金	ロータリー式さく井工事作業
冷凍空調と機器施工	ダクト板金作業
建具製作	冷凍空調と機器施工作業
建築大工	木製建具手加工作業
型枠施工	大工工事作業
鉄筋施工	型枠工事作業
とび	鉄筋組立て作業
石材施工	とび作業
タイル張り	石材加工作業
かわらぶき	石張り作業
左官	タイル張り作業
配管	かわらぶき作業
熱絶縁施工	左官作業
内装仕上げ施工	建築配管作業
	プラント配管作業
	保温保冷工事作業
	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
サッシ施工	鋼製下地工事作業
防水施工	ボード仕上げ工事作業
コンクリート圧送施工	カーテン工事作業
ウエルポイント施工	ビル用サッシ施工作業
表装	シーリング防水工事作業
建設機械施工*	コンクリート圧送工事作業
	ウエルポイント工事作業
	壁装作業
	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業

〈参考〉ほかに建設に関係するものとして、別掲の塗装職種に「建築塗装作業」と「鋼橋塗装作業」の2作業がある。

4 食品製造関係（6職種11作業）

職 種 名	作 業 名
缶詰巻縮*	缶詰巻縮
食鳥処理加工業*	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工食品製造業*	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業*	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
	水産練り製品製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	かまぼこ製品製造作業
	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業

5 繊維・衣服関係（9職種16作業）

職 種 名	作 業 名
紡績運転*	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
織布運転*	合燃糸工程作業
	準備工程作業
	製織工程作業
染色	仕上工程作業
	糸浸染作業
ニット製品製造	織物・ニット浸染作業
	乾下製造作業
婦人子供服製造	丸編みニット製造作業
	婦人子供既製品製造作業
紳士服製造	紳士既製品製造作業
	寝具製作作業
帆布製品製造	寝具製作作業
	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業

6 機械・金属関係（15職種28作業）

職 種 名	作 業 名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	銅合金鋳物鋳造作業
	軽合金鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
	コールドチャンバダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業
	フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	溶融亜鉛めっき作業
	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
機械検査	機械組立仕上げ作業
	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
	電子機器組立て
電子機器組立て	電子機器組立て作業
	回転電機組立て作業
電気機器組立て	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
プリント配線板製造	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他（8職種16作業）

職 種 名	作 業 名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	書籍製本作業
	雑誌製本作業
	商業印刷物製本作業
	圧縮成形作業
プラスチック成形	射出成形作業
	インフレーション成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
	建築塗装作業
塗装	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
	手溶接
溶接*	半自動溶接
	工業包装
工業包装	工業包装作業

注）*の職種は、JITCO認定職種

3. 研修・技能実習のまとめ

【研修と技能実習の主な相違】

研修と技能実習は、両者とも外国人に我が国の産業・職業上の技術・技能・知識を移転することを通じ、諸外国の人材育成に協力する点においては、全く同じ性格のものです。以下のように要件や内容に違いがあります。このことを十分に理解して、適正に研修・技能実習を実施する必要があります。

研修と技能実習の比較		
	研 修	技能実習
対象となる業務・職種の範囲	入管法令の要件を満たす同一作業の単純反復でない業務	技能検定等の対象となる62職種114作業
修得技能水準の目標	技能検定基礎2級(1年研修の場合)	技能検定3級(2年実習の場合)
技能修得のための担保措置	研修計画を作成・履行する	技能実習計画を作成・履行する
該当する在留資格	「研修」	「特定活動」
労働者性の有無	労働者性はなく、就労は認められない	労働者として取扱われる
時間外・休日従事の適否	時間外・休日研修は行えない	時間外・休日労働も行える
外国人に対する保護措置	入管法令に基づく保護を行う	入管法令及び労働法令に基づく保護を行う
処遇条件の明確化	研修時間、研修手当等の条件を定めた処遇通知書を交付する	労働条件に関する雇用契約書又は労働条件通知書を交付する
受入れ機関による生活保障措置	生活実費として研修手当が支払われる	労働の対価として賃金が支払われる
傷害・疾病への保険措置	民間保険への加入が義務付けられている	国の社会保険・労働保険が強制適用される

財団法人国際研修協力機構（JITCO）ホームページ

『JITCO総合パンフレット』より抜粋。

詳細については、<http://www.jitco.or.jp/pdf/JITCOpamphlet.pdf> を参照して下さい。

(2) 山口県中小企業団体中央会の概要

山口県中小企業団体中央会の概要

中小企業団体中央会は「中小企業等協同組合法」を根拠として、わが国事業所の大半を占め、かつ、わが国経済社会の基盤を形成している中小企業の振興発展を図るため、中小企業の組織化を推進し、その連携を強固にすることによって、中小企業を支援するための専門機関として組織されている特別法人です。

山口県中小企業団体中央会は、昭和31年2月15日に設立され、構成員は、県内に所存する事業協同組合・同連合会、火災共済協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合・同連合会その他の中小企業関係団体で現在約500会員で構成され、県や関係機関と連携して組合並びに中小企業を応援するため、次のような様々な事業を展開しています。お気軽にご活用下さい。

- ☐ 組合等の設立及び運営指導、中小企業の経営・労務・経理・税務・法律相談・支援
- ☐ 専門家を活用して問題解決のための支援・講習会等の開催
- ☐ 地域産業の実態等の調査、データベースの作成
- ☐ 情報の収集と機関誌、インターネットなどによる情報の提供
- ☐ 組合、個別企業等の情報発信事業
- ☐ 官公需受注の促進
- ☐ 小企業者の組織化推進
- ☐ 中小企業組合検定試験の実施と組合士の認定・登録
- ☐ 中小企業振興対策の建議・陳情・請願



山口県中小企業団体中央会

〒152-0274 山口市中央四丁目5番16号
(山口市農工会館内)
TEL 083-922-2806代
FAX 083-925-1950
E-mail: cdc@axis.or.jp
URL: <http://www.axis.or.jp>

下関支所

〒750-0807 山口県下関市大和町1丁目2番8号
(山口県貿易センタービル内)
TEL 0832-67-0741
FAX 0832-67-5435
E-mail:shimonoseki@asix.or.jp